

真庭市こども計画



令和7年（2025年）3月

真庭市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の性格	6
第4節 計画の対象	6
第5節 計画の期間	8
第6節 計画の策定方法	8
1 市民アンケート調査の実施	8
2 市民ワークショップの実施	10
3 真庭市子ども・子育て会議	11
4 パブリックコメントの実施	11
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	12
第1節 人口等の動き	12
2 世帯の状況	15
3 配偶率の推移	17
4 出生数の推移	18
5 就業率の推移	18
第2節 第2期子ども・子育て支援事業の実績	19
1 教育・保育事業の見込み量と実績値（令和2年～令和6年）	19
2 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と実績値（令和2年～令和6年）	20
第3節 こども・子育てを取り巻く状況	24
1 貧困の状況	24
2 児童虐待の状況	25
3 本市の状況	26
第4節 こどもまんなか社会に向けた意識の状況（アンケート・ワークショップ結果等）	30
1 こども・若者の権利が尊重される地域の実現に向けて	30
2 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実に向けて	34
3 こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実に向けて	39
4 それぞれの状況に応じてサポートが必要なこども・若者及び家庭への支	

援	44
5 ワーク・ライフ・バランスとこどもを生み育てるための環境づくりの推進に向けて	51
6 ワークショップ	54
第3章 こども・若者・子育て家庭をとりまく課題	58
第4章 計画の基本的な考え方	62
第1節 基本理念	62
第2節 施策の柱	65
第3節 施策の体系	66
第4節 進捗を測る指標（成果指標）	67
第5章 施策の展開	70
第1節 取組・事業（包含する計画的要素を施策ごとに整理）	70
1 施策の柱1 こども・若者の権利が尊重される地域の実現	70
2 施策の柱2 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実	73
3 施策の柱3 こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実	78
4 施策の柱4 それぞれの状況に応じてサポートが必要なこども・若者及び家庭への支援	85
5 施策の柱5 ワーク・ライフ・バランスとこどもを生み育てるための環境づくりの推進	93
第6章 子ども・子育て支援事業計画	98
第1節 子ども・子育て支援事業の取組	98
第2節 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保内容」等	100
1 子ども・子育て支援制度の概要	100
2 幼児教育・保育無償化について	102
3 子ども・子育て支援事業の確保の方策	104
4 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み	113
第3節 支援事業	117
1 教育・保育提供区域の設定	117
2 本市における区域設定の考え方	117
第7章 計画の推進	118
第1節 計画の進捗管理	118

1 子ども・子育て会議	118
2 市の関係部局	118
第2節 計画の推進体制	119
1 こどもや若者、子育て当事者の参加	119
2 地域や関係団体等との連携	119
3 計画の周知	120
資料.....	121

○アンケート集計図表等を読む際の留意点

比率（％）はすべて百分率で表し、表示単位未満を四捨五入しているため比率の数値の合計が 100.0%にならない場合があります。

また、複数回答の設問の場合、回答は選択肢の有効回答に対し、いずれも割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

○「子ども」を「こども」と表記することについて

本計画書本文内においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※特別な根拠ある場合とは、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合等

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

国においては、未婚化・晩婚化や、子育て家庭における孤立感と負担感の増加などによる少子化の進行が社会的な課題となっており、国や地域をあげてこどもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められています。

このような状況を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されました。

令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。同時に、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する「こども基本法」が施行されました。

また、同年12月に「こども大綱」が策定され、こどもに関連する施策の基本的な方針が定められました。大綱では、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

本市では、平成27年に「真庭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育サービスの提供を整備するとともに、就学前児童の一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど様々な子育て支援の体制づくりに取り組んできました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援拠点事業を総合的かつ効率的に提供するための施策を推進してきました。

令和2年からは、「第2期真庭市子ども・子育て支援事業計画」により、第1期計画の基本理念を引き継ぎながら、本市におけるこども・子育て支援の一層の推進を図ってきました。しかし、共働き世帯の増加や価値観・ライフスタイルの多様化などにより、少子化や地域社会とのつながりの希薄化、ひきこもりやこど

もの貧困、ヤングケアラーなど、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は多様化しています。

こうした課題に対応するために、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ないサポート環境の充実と地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりに取り組んでまいりました。令和5年には、「こどもはぐくみ応援プロジェクト」をまとめ、「みんなではぐくむ子育てのまち」を目指し、相談支援、出産育児生活支援、経済的支援、子育て環境の4つの分野でさまざまな施策を進めています。また、「こどもまんなか応援サポーター宣言」し、こどもまんなかアクションにも取り組んでいます。国の政策や社会情勢の動向を考慮し、これまでの支援施策をさらに発展させるとともに、こども・若者の権利の尊重や若者支援といった視点に加え、子育て世帯や若者を支援する施策を推進することを目指しています。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として作成するものです。国の「こども大綱」及び県の「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を踏まえ、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を含めた一体的な計画として策定します。

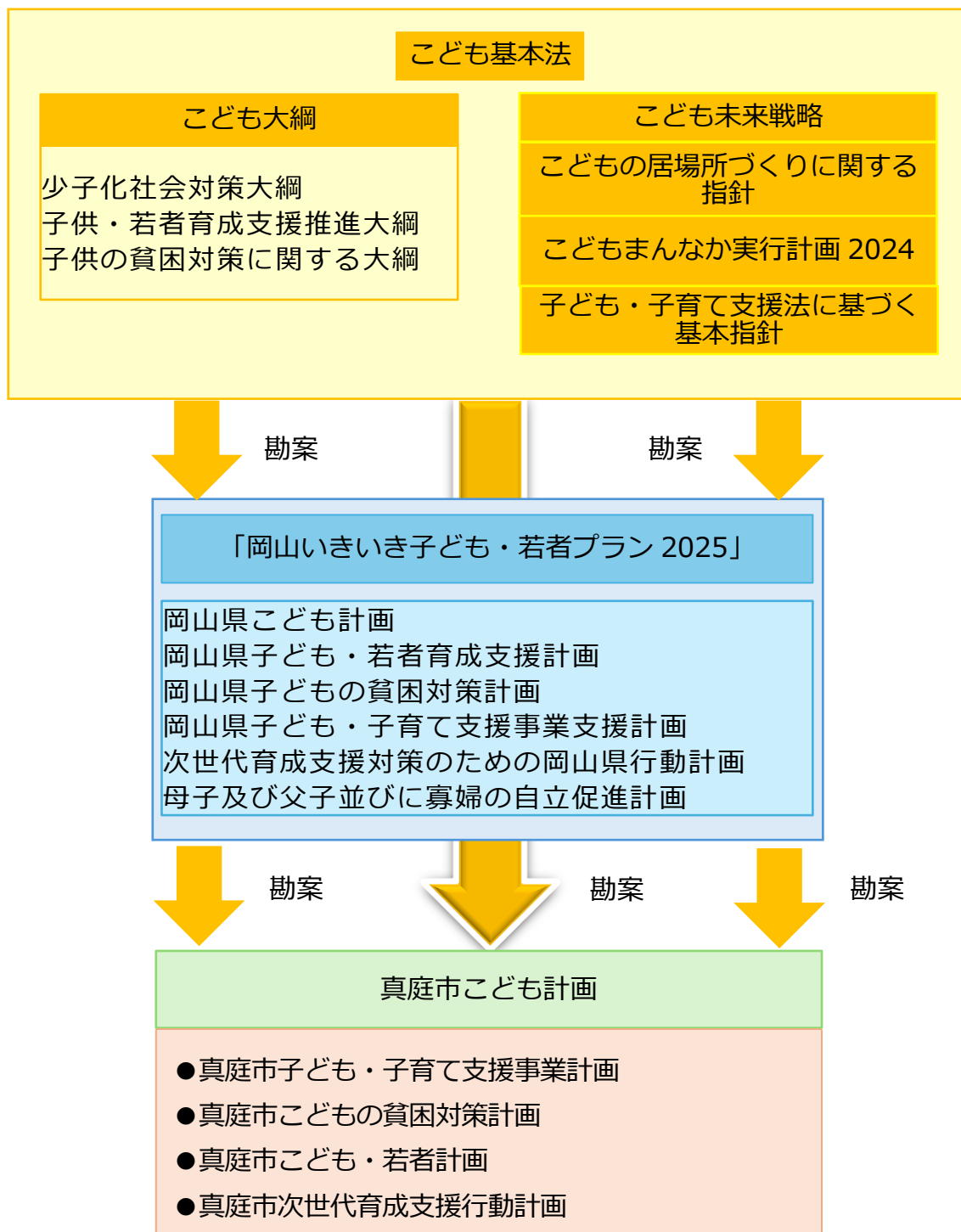
また、本計画は、本市におけるこども・若者への支援策を総合的に推進する計画として、「第3次真庭市総合計画」や「第3次真庭市地域福祉計画」との整合をはじめ、社会情勢や国の動向、本市における諸課題、令和6年度に実施した市民アンケート調査結果等を踏まえ、これまでのこども・子育て支援施策を発展させるとともに、こども・若者の権利の尊重や若者の支援といった要素を加え、こども・若者及び子育て世帯に関連する施策を総合的に、切れ目なく推進するために、関連部門の計画との連携を図りながら策定しています。



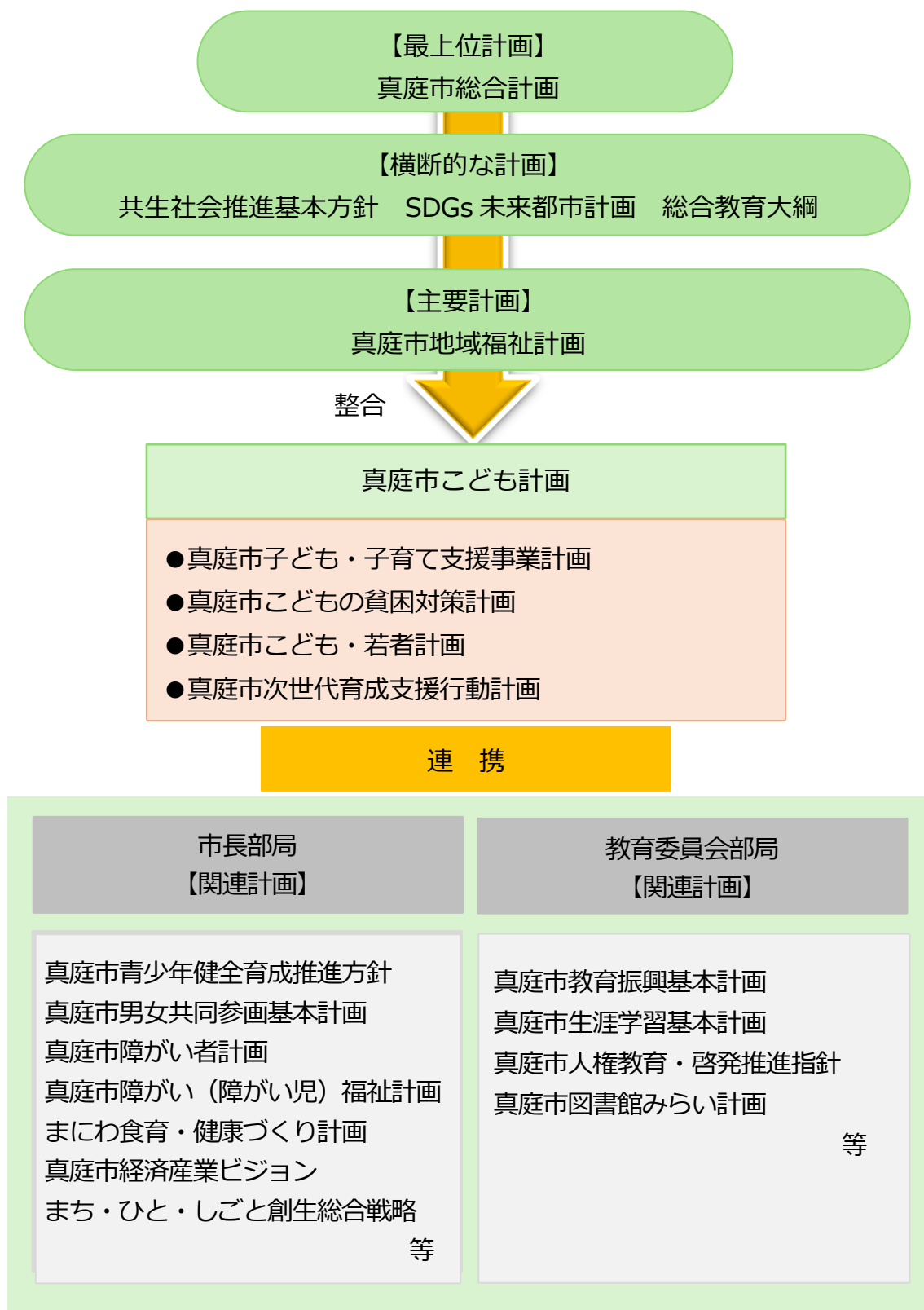
真庭市キャラクター「まにぞう」

【計画の位置づけのイメージ】

国・県の計画からの位置づけ



市の計画からの位置づけ



第3節 計画の性格

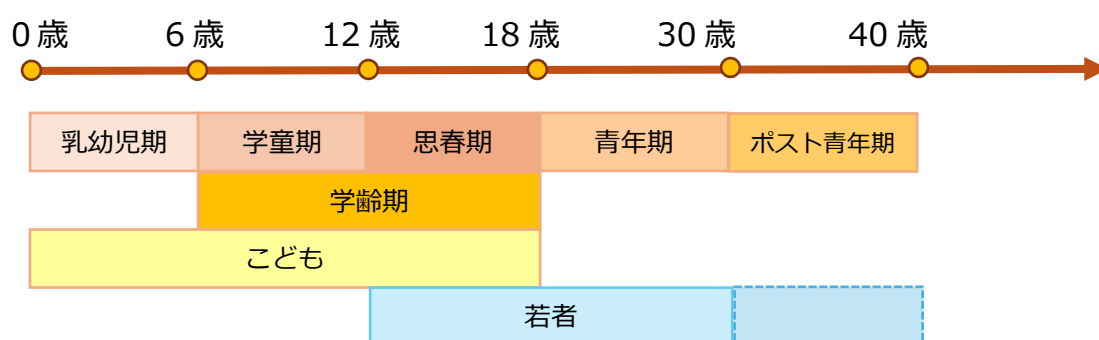
本計画は、本市の将来にわたるこども施策を総合的に推進するために、具体的な方向や取り組む内容を定めるものであり、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけられます。

策定する計画は、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に資する内容を含み、市民に分かりやすい計画であることが期待されます。

なお、計画の策定にあたっては、意識調査等の結果やワークショップの意見、子ども・子育て会議等における審議結果を反映し、地域の実情に見合った計画を策定しています。

第4節 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（おおむね0歳から30歳未満まで）及び子育て世帯とします。本計画において、「こども」はおおむね18歳未満を指すものとし、「若者」はおおむね思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）から青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）までを指すものとしませんが、施策によっては40歳未満（ポスト青年期）までを対象とする場合があります。また、「こども」と「若者」は、一部重複します。



○SDGs（持続可能な開発目標）

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含むすべての国連加盟国が合意した「SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）」は、令和 12 年までに目指すべき未来の姿を示しています。「福祉」や「教育」、「ジェンダー平等」等、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取り組み）を定めて、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境にわたる幅広い課題に対し、包括的に取り組むものです。



第5節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
真庭市子ども・ 子育て支援事業 計画	令和2年度 ～ 令和6年度		真庭市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
真庭市こどもの 貧困対策計画	未策定						
真庭市こども・ 若者計画	未策定						
真庭市次世代育 成支援行動計画	未策定						

第6節 計画の策定方法

「真庭市こども計画」の策定にあたっては、こども・若者、子育て世帯の生活状況や意見を把握し、計画策定のための基礎資料とするため、計画対象のこども・若者、子育て世帯のニーズ調査及び直接意見の聴取を行いました。

1 市民アンケート調査の実施

施策の対象である、市内在住のこども・若者の普段の生活状況や意識の把握、子育て世帯における子育て支援のご利用に係る現状やご希望、ご意見など把握するため、WEB アンケート調査を実施しました。

○調査対象者と調査方法

調査種別	項目	内容
未就学児童保護者向けアンケート	対象者数	市内在住の未就学児童保護者 700 人
	抽出方法	住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出
	調査方法	WEB アンケートにて実施
	調査時期	令和 6 年 7 月 18 日～令和 6 年 7 月 31 日
	回答数 回答率	259 件（回答率：37.00%）
就学児童保護者向けアンケート	対象者数	市内在住の就学児童保護者 700 人
	抽出方法	住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出
	調査方法	WEB アンケートにて実施
	調査時期	令和 6 年 7 月 18 日～令和 6 年 7 月 31 日
	回答数 回答率	254 件（回答率：36.28%）
若者（18～40 歳未満）向けアンケート	対象者数	市内在住の 18 歳から 40 歳未満の男女 2,000 人
	抽出方法	住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出
	調査方法	WEB アンケートにて実施
	調査時期	令和 6 年 7 月 12 日～令和 6 年 8 月 16 日
	回答数 回答率	419 件（回答率：20.95%）
小学生向けアンケート	対象者数	市内の小学校通学の小学 5 年生 317 人
	抽出方法	市内の小学校通学の全小学 5 年生
	調査方法	WEB アンケートにて実施
	調査時期	令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 7 月 19 日
	回答数 回答率	273 件（回答率：86.12%）

中学生向けアンケート	対象者数	市内の中学校通学の中学 2 年生 344 人
	抽出方法	市内の中学校通学の全中学 2 年生
	調査方法	WEB アンケートにて実施
	調査時期	令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 7 月 19 日
	回答数 回答率	295 件（回答率：85.76%）

2 市民ワークショップの実施

市内在住の子育て世帯や高校生を対象に、ワークショップを開催し、普段の生活状況や意識の把握、若者支援や子育て支援に係る現状やご希望、ご意見など把握し、計画策定のための基礎資料とします。

○対象者と調査方法

種別	項目	内容
こどもまんなか子育て座談会	対象者	市内在住の子育て中のパパ・ママ
	周知方法	市のホームページやチラシなどで周知
	開催場所	久世エスパスセンター
	開催日	令和 6 年 10 月 14 日
	参加者数	16 名
	テーマ	ワーク・ライフ・バランスとこどもを生み育てるための環境づくり
こどもまんなかユース座談会	対象者	市内在住・在学の高校生・中学生、市出身の大学生
	周知方法	市のホームページやチラシなどで周知
	開催場所	ユースセンターまあぶる
	開催日	令和 6 年 12 月 27 日
	参加者数	16 名
	テーマ	こども・若者しあわせワークショップ～well-being について考えよう！～

3 真庭市子ども・子育て会議

各種団体や組織の関係者、学識関係者、当事者団体、行政関係者等で構成される「真庭市子ども・子育て会議」において、本計画の理念や方向性等の設定に係る審議を経て作成しました。

委員会開催時期	第1回	令和6（2024）年 5月30日（木）
	第2回	令和6（2024）年 9月30日（月）
	第3回	令和6（2024）年 11月22日（金）
	第4回	令和7（2025）年 2月21日（金）

4 パブリックコメントの実施

計画案の素案を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を令和7年1月14日（火）～2月7日（金）の期間を設け提出をいただき、計画に反映しました。



真庭市子ども・子育て会議の様子

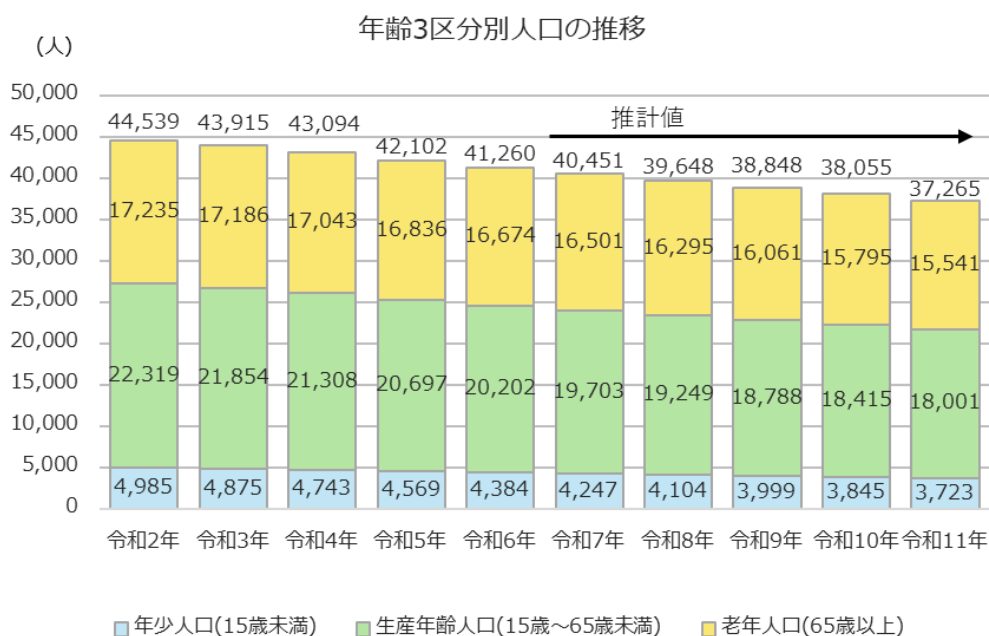
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

第1節 人口等の動き

(1) 人口総数と年齢層の推移

本市の総人口は減少を続けています。令和6年3月末時点の総人口は41,260人で、令和2年と比較すると3,279人減少しており、令和11年までにはさらに3,995人減少し37,265人になると見込まれています。

また、年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口の割合が増える一方で年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）の割合がともに減少しています。

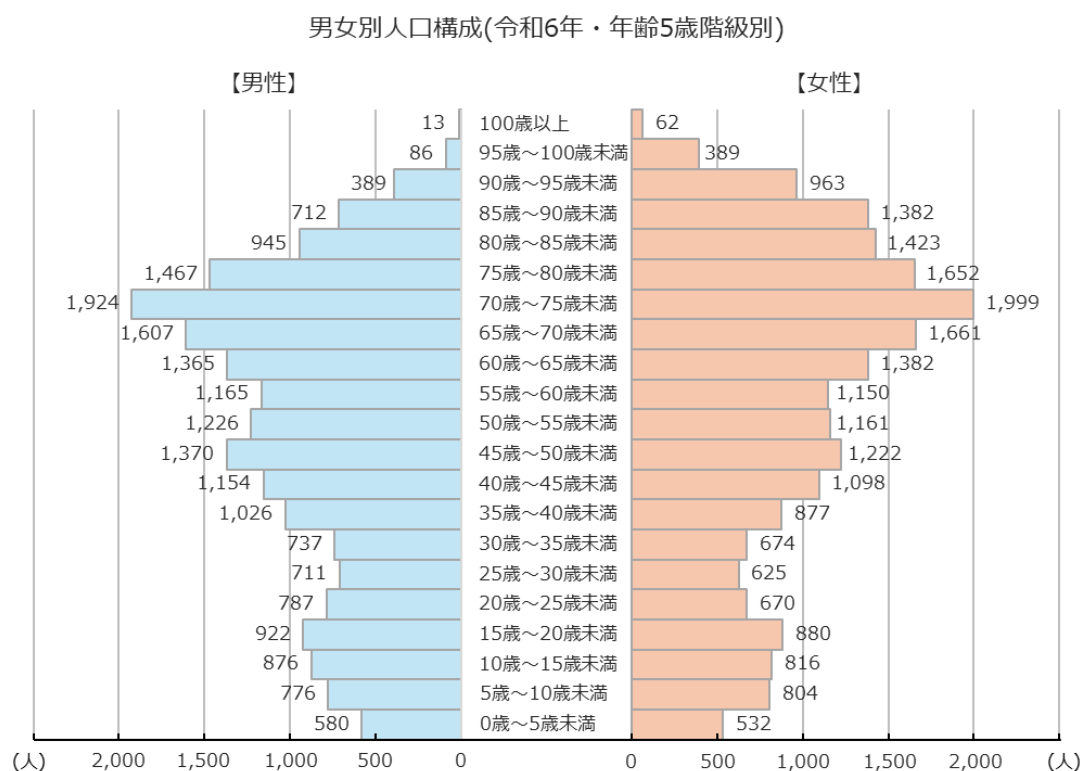


資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

推計は住民基本台帳上の人口を用いたコーホート変化率法による

(2) 人口の構成

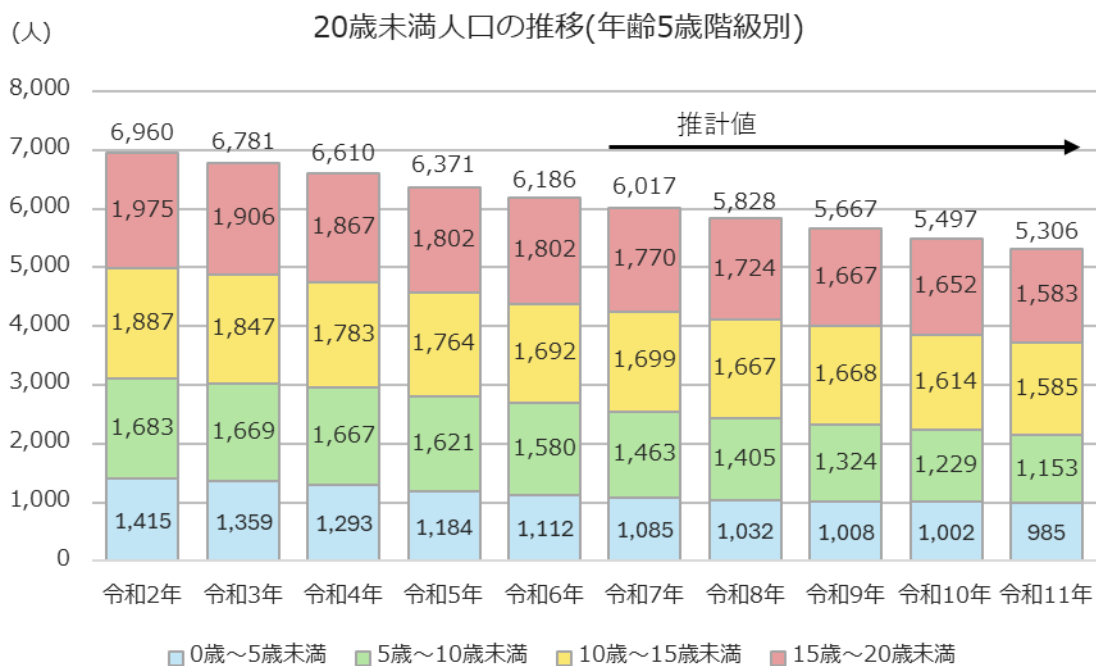
本市の人口を年齢5歳階級別にみると、70歳から74歳までの世代をピークとした高齢者が多く、若年層では20歳から34歳までの世代が特に少ない構成となっています。全体としてつぼ型の構成で、少子化、高齢化が進んでいる状況にあります。



資料：住民基本台帳（令和6年3月31日時点）

(3) 20 歳未満人口の推移

本市の 20 歳未満の人口は減少を続けており、令和 6 年には 6,186 人でした。この減少傾向は将来的にも継続し、推計では、特に 5 歳から 9 歳までの人口のより大きな減少が見込まれています。



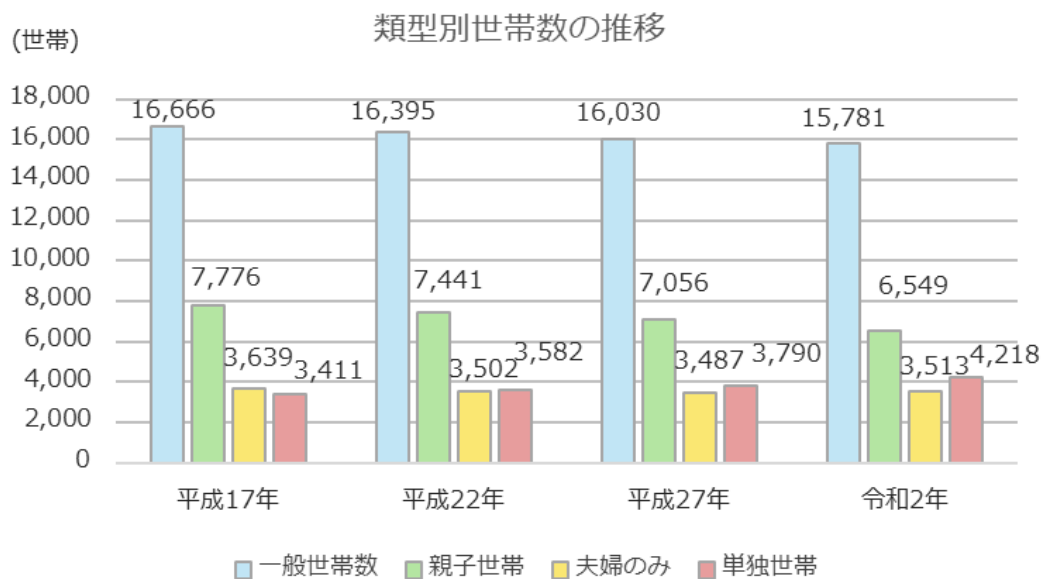
資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日時点）

推計は住民基本台帳上の人口を用いたコーホート変化率法による

2 世帯の状況

(1) 世帯構成の推移

本市の一般世帯数は微減傾向で推移しています。家族類型別にみると、親子世帯¹の減少率が高く、夫婦のみ世帯は横ばいです。一方で、単独世帯は増加傾向にあります。

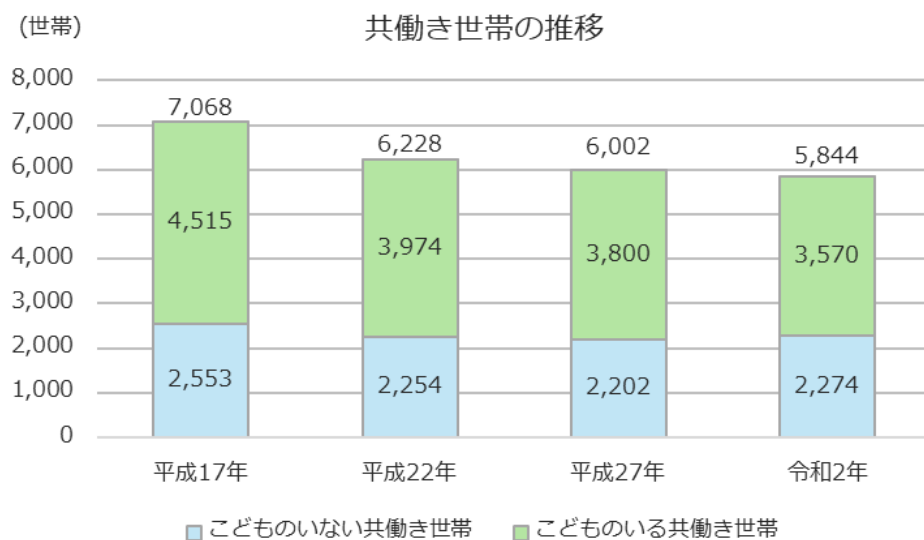


資料：国勢調査

¹ ここでは、①夫婦と子ども、②男親と子ども、③女親と子ども、④夫婦、子どもと両親、⑤夫婦、子どもとひとり親、⑥夫婦、子どもと他の親族、⑦夫婦、子ども、親と他の親族で構成される世帯をいいます。

(1) 共働き世帯数の推移

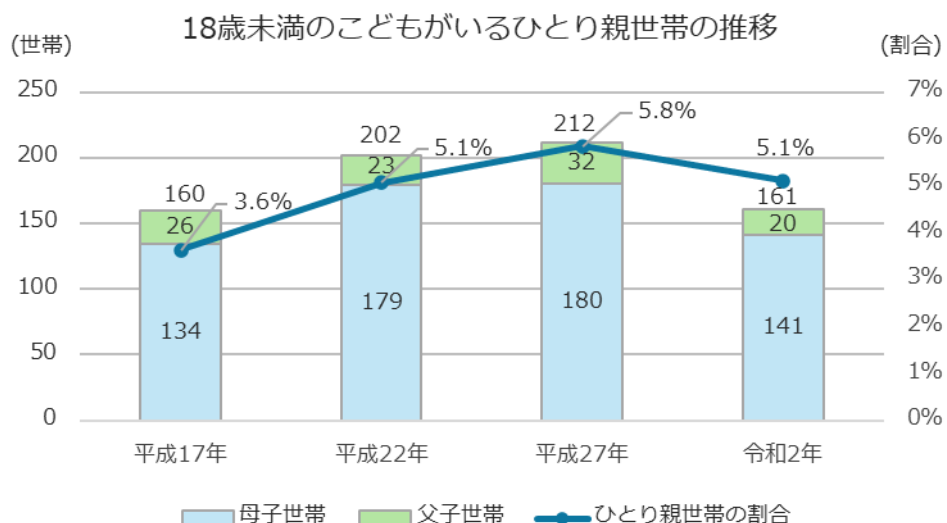
本市の共働き世帯は、平成17年から平成22年にかけて大きく減少し、その後はこどものいない共働き世帯については横ばい傾向ですが、こどものいる共働き世帯は減少を続けています。



資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいるひとり親世帯は総数、割合ともに増加傾向にありましたが、令和2年に減少に転じ、161世帯となっています。

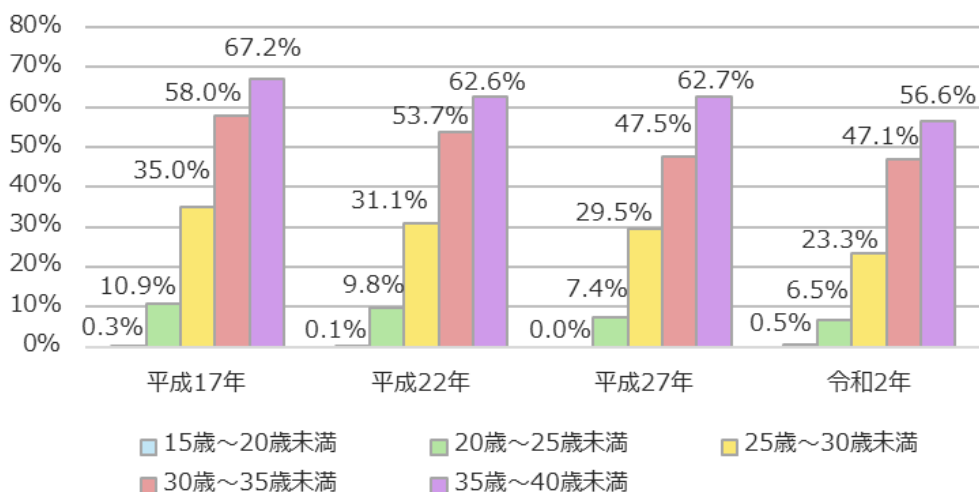


資料：国勢調査

3 配偶率の推移

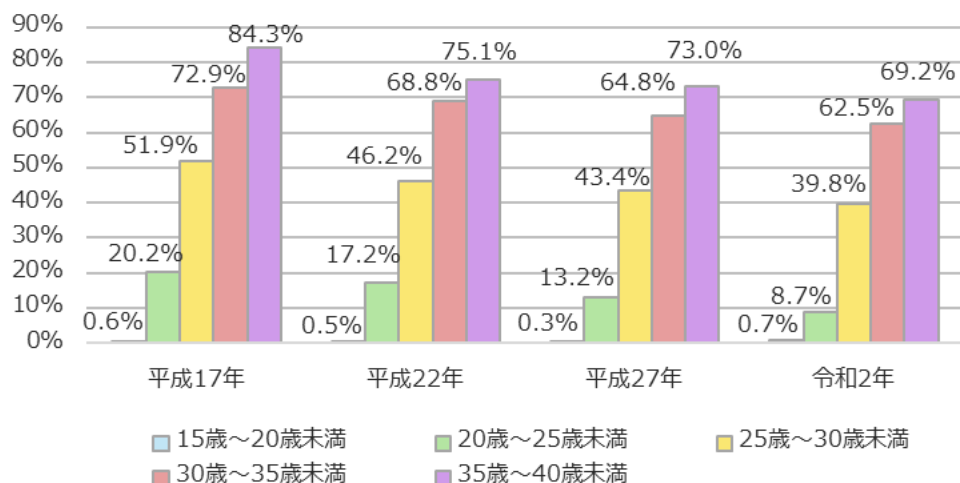
本市の年齢別の配偶率²の推移をみると、男女ともにほとんどの年齢層で低下傾向にあります。平成17年と令和2年で比較すると、25歳から39歳までの各世代で男女ともに配偶率が10%以上低下しています。

年齢5歳階級別有配偶率の推移（男）



資料：国勢調査

年齢5歳階級別有配偶率の推移（女）

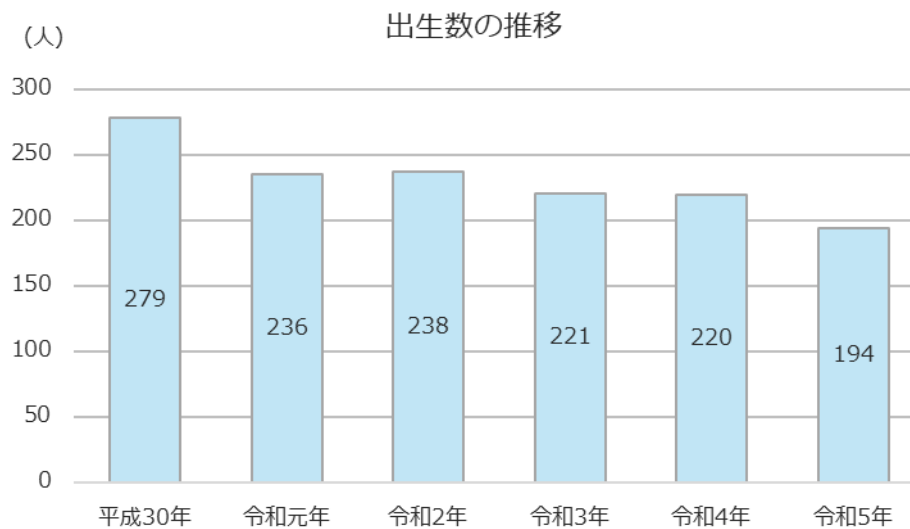


資料：国勢調査

²総人口に占める有配偶人口の割合をいいます。

4 出生数の推移

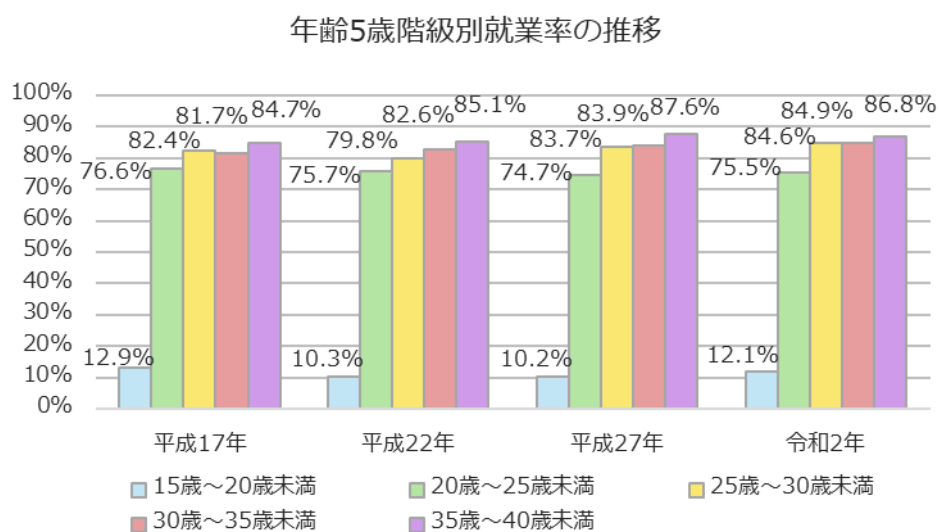
本市の出生数は、平成 30 年から令和元年にかけて大きく減少し、その後も減少傾向が続いており、令和 5 年は 194 人でした。



資料：人口動態調査速報値

5 就業率の推移

本市における就業率は大きな変化はありませんが、平成 17 年と令和 2 年を比較すると、25 歳以上の各世代でやや上昇がみられます。



資料：国勢調査

第2節 第2期子ども・子育て支援事業の実績

1 教育・保育事業の見込み量と実績値（令和2年～令和6年）

（1）幼稚園・認定こども園のニーズ（3歳以上）

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		90人	85人	80人	80人	80人
確保策	提供量	405人	405人	405人	405人	405人
実績値	利用人数	106人	95人	86人	55人	86人

（2）保育所（園）・認定こども園のニーズ（3歳以上）

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		900人	850人	800人	800人	800人
確保策	提供量	940人	940人	940人	940人	940人
実績値	利用人数	863人	821人	806人	745人	720人

（3）保育所（園）・認定こども園のニーズ（0歳）

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		110人	110人	110人	110人	110人
確保策	提供量	115人	115人	115人	115人	115人
実績値	利用人数	81人	77人	76人	56人	64人

（4）保育所（園）・認定こども園のニーズ（1～2歳）

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		400人	400人	400人	400人	400人
確保策	提供量	420人	420人	420人	420人	420人
実績値	利用人数	401人	377人	360人	363人	331人

2 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と実績値（令和2年～令和6年）

（1）延長保育事業（時間外保育事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		900人	850人	850人	800人	800人
確保策	提供量	900人	900人	900人	900人	900人
	箇所数	17か所	18か所	18か所	18か所	19か所
実績値	延べ利用人数	975人	826人	815人	715人	600人
	箇所数	18か所	19か所	19か所	19か所	19か所

（2）放課後児童クラブ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	登録児童数	510人	520人	520人	520人	520人
	低学年	390人	400人	400人	400人	400人
	高学年	120人	120人	120人	120人	120人
確保策	提供量	588人	588人	588人	588人	588人
	箇所数	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
実績値	登録児童数	551人	558人	545人	553人	564人
	箇所数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		15人	30人	60人	60人	60人
確保策	提供量	60人	60人	60人	60人	60人
実績値	利用人数	0人	13人	12人	5人	8人

(4) 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		22,000 人	22,000 人	22,000 人	22,000 人	22,000 人
確保策	提供量	22,000 人	22,000 人	22,000 人	22,000 人	22,000 人
	箇所数	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所
実績値	利用人数	22,104 人	17,516 人	19,381 人	21,224 人	22,887 人
	箇所数	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	7 か所

(5) 一時預かり事業 (一時保育事業)

<一時預かり事業 (幼稚園児対象)>

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		1,800 人	1,800 人	800 人	800 人	800 人
確保策	提供量	700 人	700 人	700 人	700 人	700 人
	箇所数	2 か所	2 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績値	利用人数	840 人	784 人	1,037 人	365 人	0 人
	箇所数	2 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所

<保育所等による一時預かり事業>

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		800 人	800 人	800 人	800 人	800 人
確保策	提供量	900 人	900 人	900 人	900 人	900 人
	箇所数	17 か所	17 か所	18 か所	18 か所	18 か所
実績値	利用人数	300 人	355 人	360 人	316 人	332 人
	箇所数	17 か所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所

(6) 病児・病後児保育事業

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		350 人	350 人	350 人	350 人	350 人
確保策	提供量	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人
	箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
実績値	利用人数	70 人	198 人	146 人	268 人	204 人
	箇所数	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

実績なし

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		290 人	280 人	270 人	260 人	255 人
確保策	提供量	290 人	280 人	270 人	260 人	255 人
実績値	利用人数	247 人	199 人	223 人	194 人	219 人

(9) 妊婦健康診査

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量	延べ人数	4,060 人	3,920 人	3,780 人	3,640 人	3,570 人
確保策 (提供量)	実施場所	委託医療機関				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査 ・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	妊娠 23 週まで (4 週間に 1 回) 妊娠 24 週～35 週 (2 週間に 1 回) 妊娠 36 週～出産まで (週に 1 回)				
実績値	延べ人数	2,970 人	2,784 人	2,360 人	2,209 人	2,646 人

(10) 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
確保策	提供量	140 人	140 人	140 人	140 人	140 人
実績値	利用人数	35 人	20 人	9 人	13 人	23 人

(11) 利用者支援事業

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保策 (提供量)	基本型	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
実績値	基本型	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

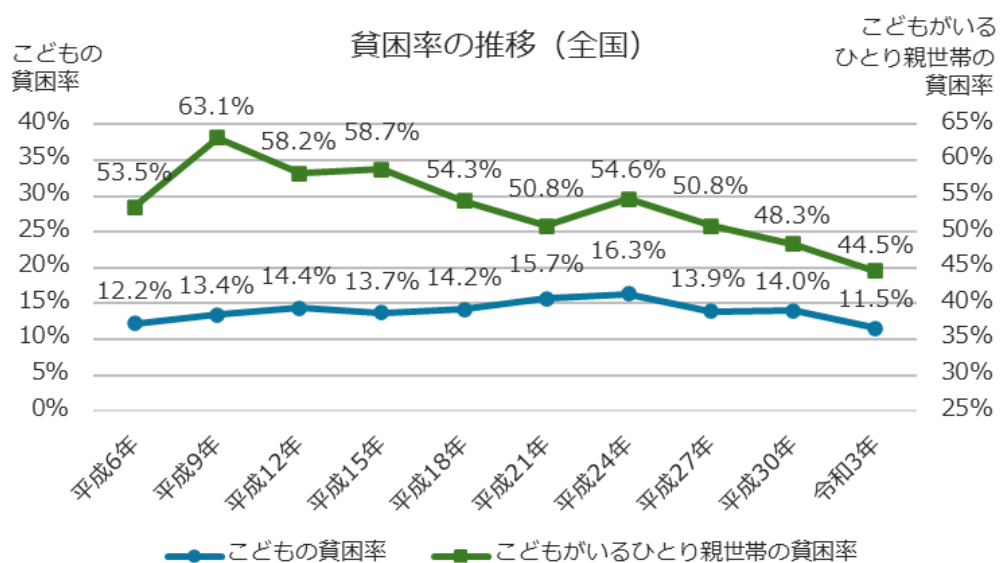
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み量		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保策 (提供量)	母子保健型	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
実績値	母子保健型	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人

※令和6年度の実績値については、見込数にて表示

第3節 こども・子育てを取り巻く状況

1 貧困の状況

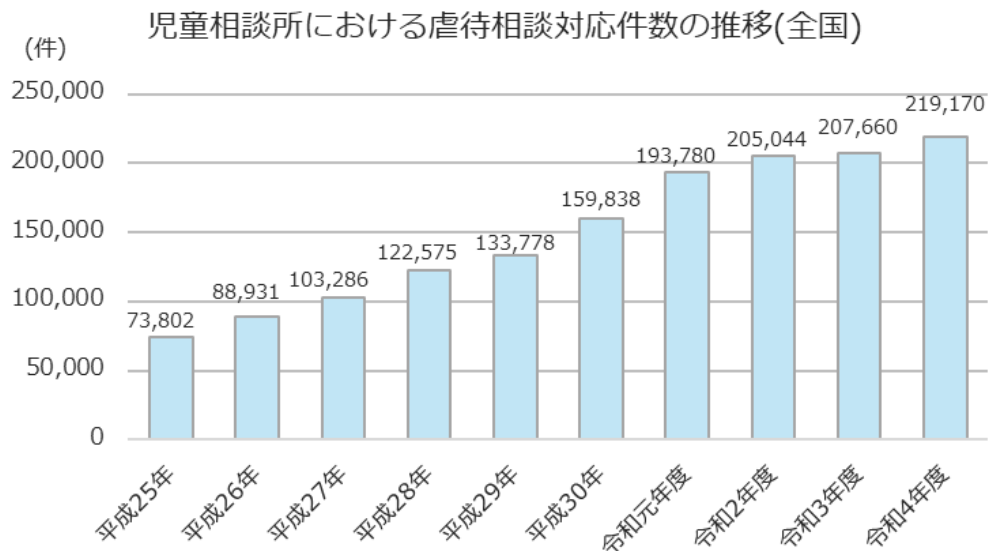
全国的な貧困率をみると、近年は低下傾向が見られます。令和3年のこどもの貧困率は11.5%ですが、こどもがいるひとり親世帯の貧困率は44.5%と依然として高い状況です。



資料：令和4年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

2 児童虐待の状況

全国的に、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4年は約22万件で平成25年の3倍近い数字となっています。



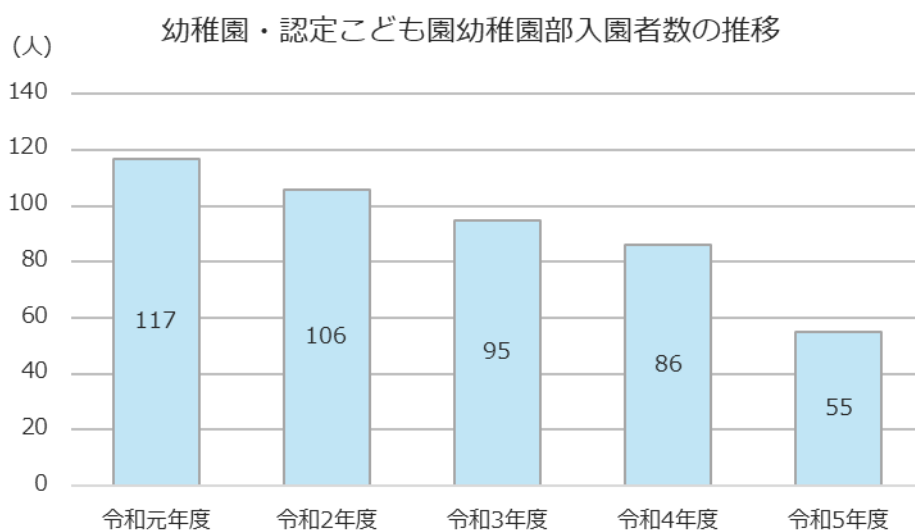
資料：令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数
(速報値・こども家庭庁)

3 本市の状況

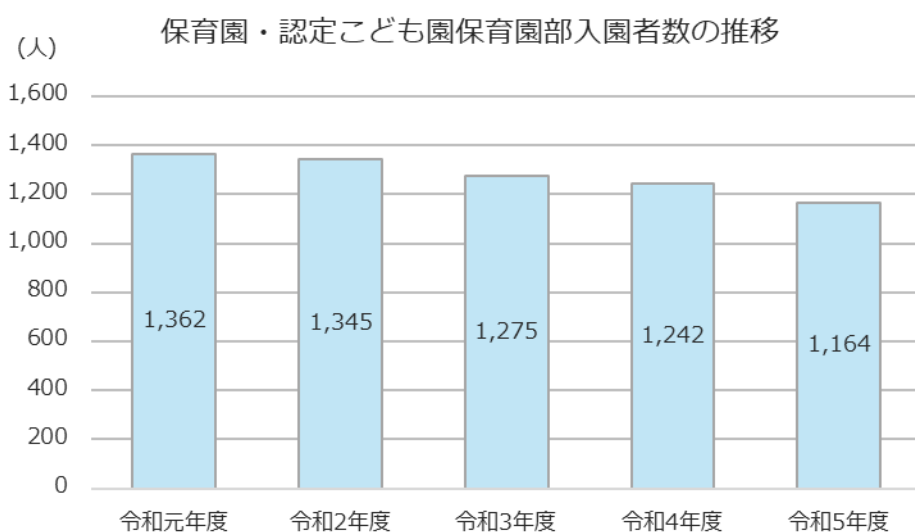
(1) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の状況

本市の幼稚園・認定こども園幼稚園部は、入園者数が大きく減少しており、令和5年度は令和元年度の半数を下回る55人となっています。

民間も含めた保育園・認定こども園保育園部は、令和5年度の入園者数が1,164人と幼稚園に比べて非常に多い状況ですが、地区や年度によって多少の差があり、全体としては微減傾向にあります。



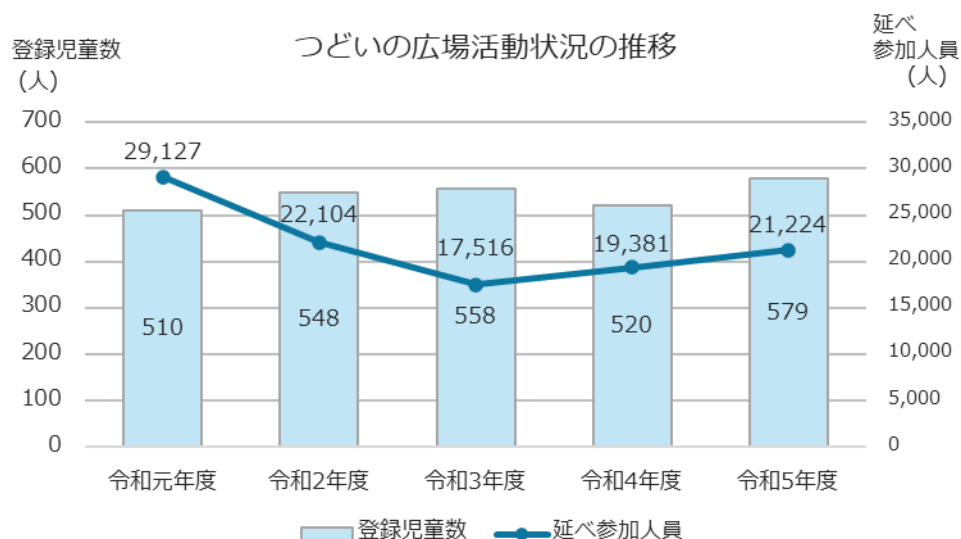
資料：庁内資料



資料：庁内資料

（２）つどいの広場の状況

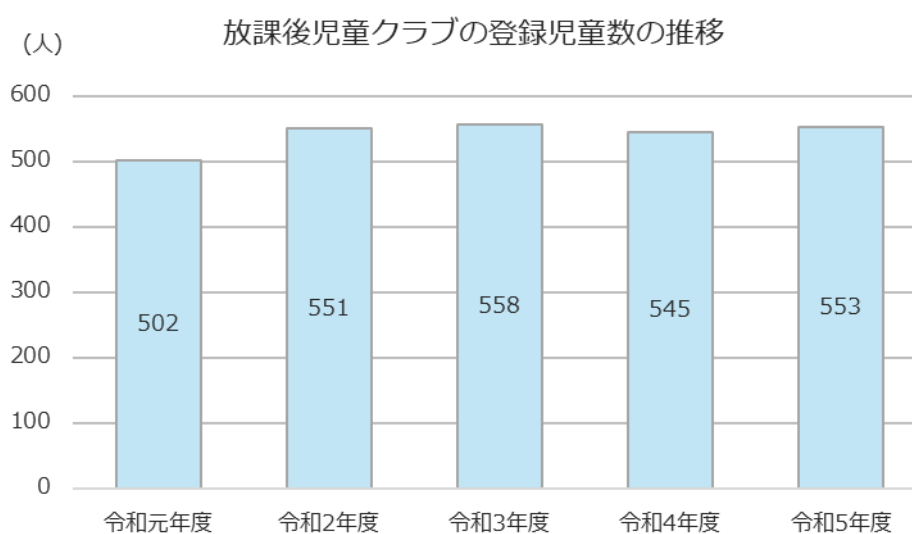
つどいの広場は、主に就学前の乳幼児とその親が気軽に集って交流し、ボランティア等による育児相談等を行う場として設けられています。登録児童数、延べ参加人数とも一旦減少しましたが、再び増加に転じています。



資料：庁内資料

（３）放課後児童クラブの状況

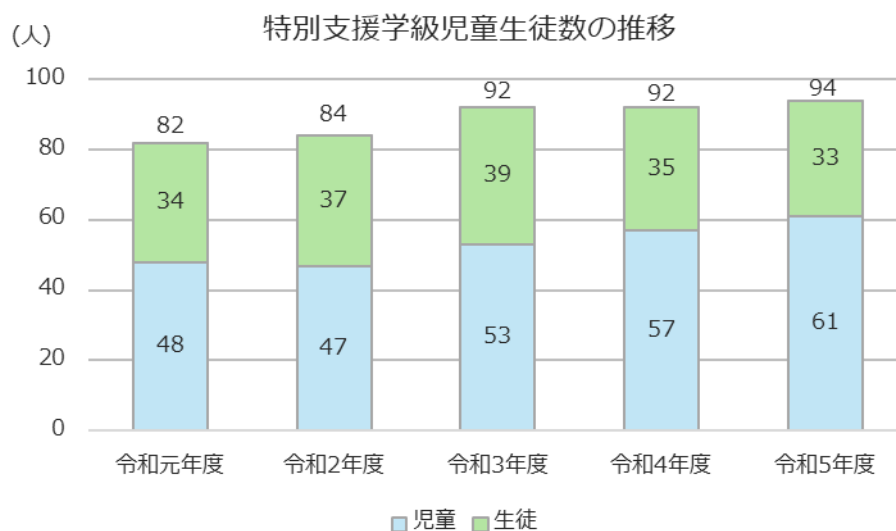
放課後児童クラブの登録児童数は、令和4年度に減少したものの、近年の傾向をみると増加傾向にあることが分かります。



資料：庁内資料

(4) 特別支援学級の状況

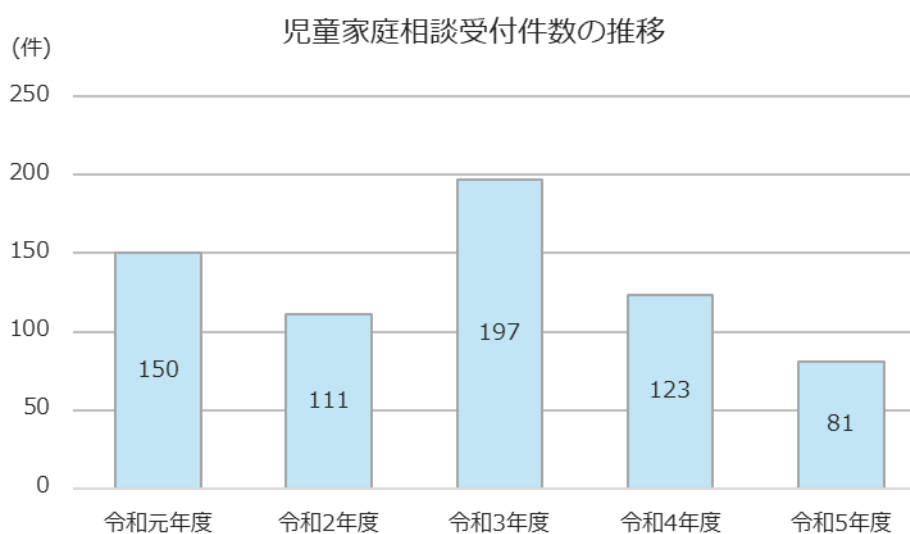
本市の小・中学校における児童・生徒数は減少傾向にあります。一方、特別支援学級においては、生徒数は横ばいであるものの児童数は増加しており、全体として微増傾向にあります。



資料：庁内資料

(5) 児童家庭相談の状況

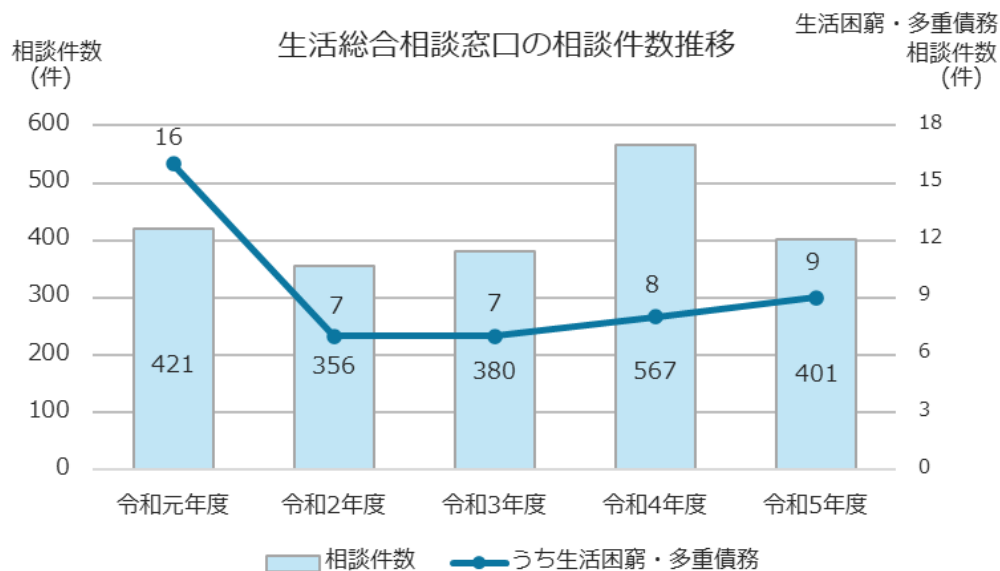
児童家庭相談の受付件数は年度によって変動がありますが、令和3年度から減少傾向で推移しています。例年80件以上の相談があります。



資料：庁内資料

（６）生活総合相談の状況

生活総合相談件数の推移をみると、例年 350 件を超える相談があります。相談内容は様々で、市民に身近な第 1 窓口として内容を聞き取り各専門窓口へつないでいます。生活困窮・多重債務といった金銭面の相談も含まれています。



資料：庁内資料

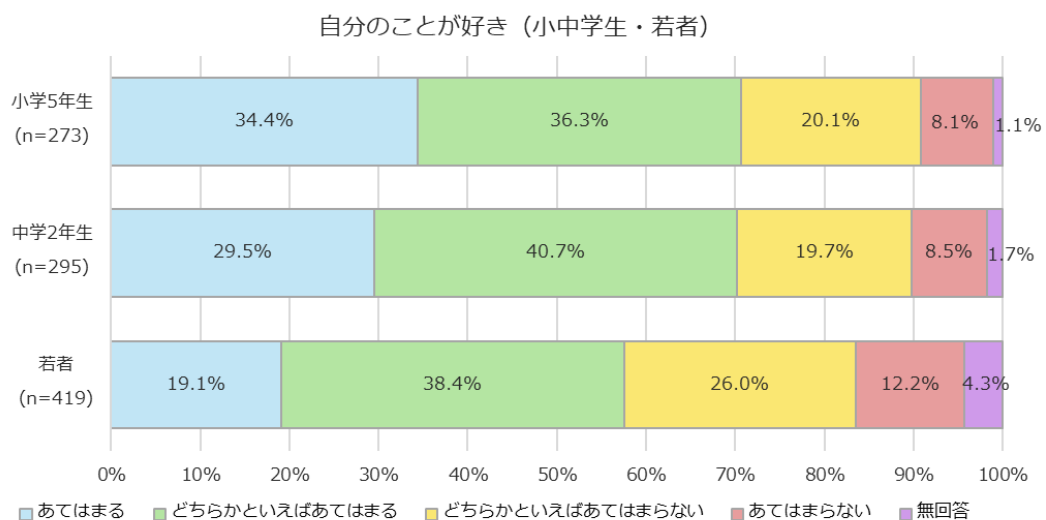
第4節 こどもまんなか社会に向けた意識の状況（アンケート・ワークショップ結果等）

1 こども・若者の権利が尊重される地域の実現に向けて

（1）自己評価

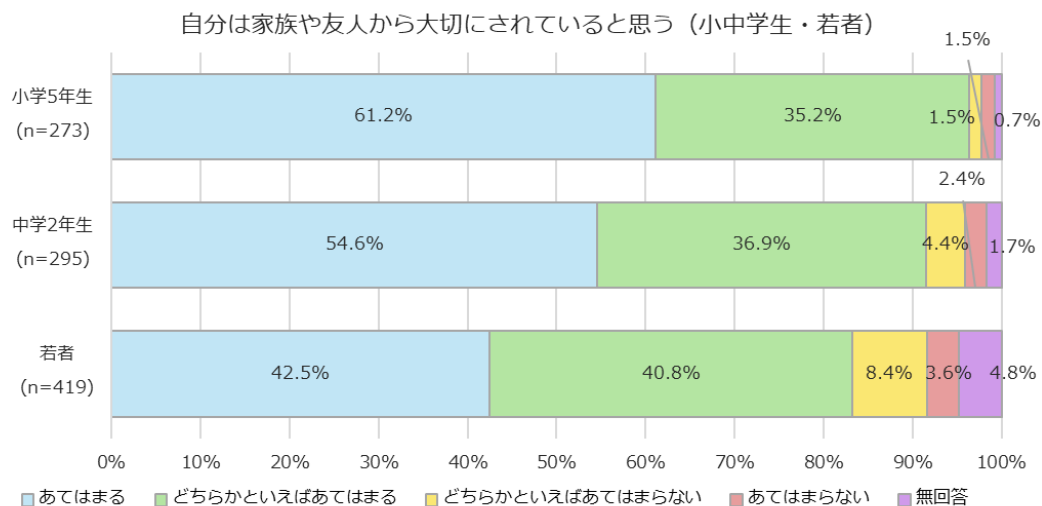
○「自分のことが好き」

小学生・中学生とも約7割が「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を選択しており、肯定的な評価をしています。一方、若者（18歳以上40歳未満）では肯定的な評価は6割弱にとどまっています。



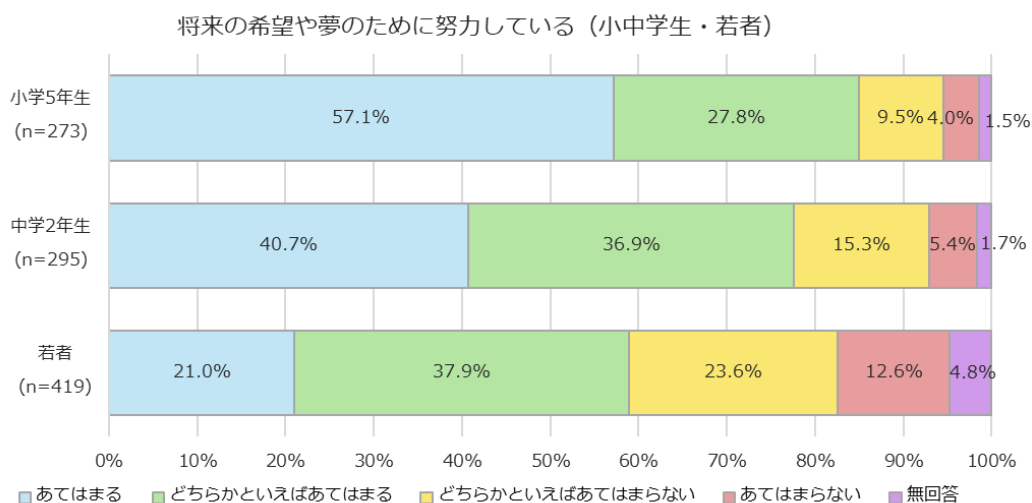
○「自分は家族や友人から大切にされていると思う」

小学生・中学生では9割以上、若者でも8割以上が肯定的な回答となっています。



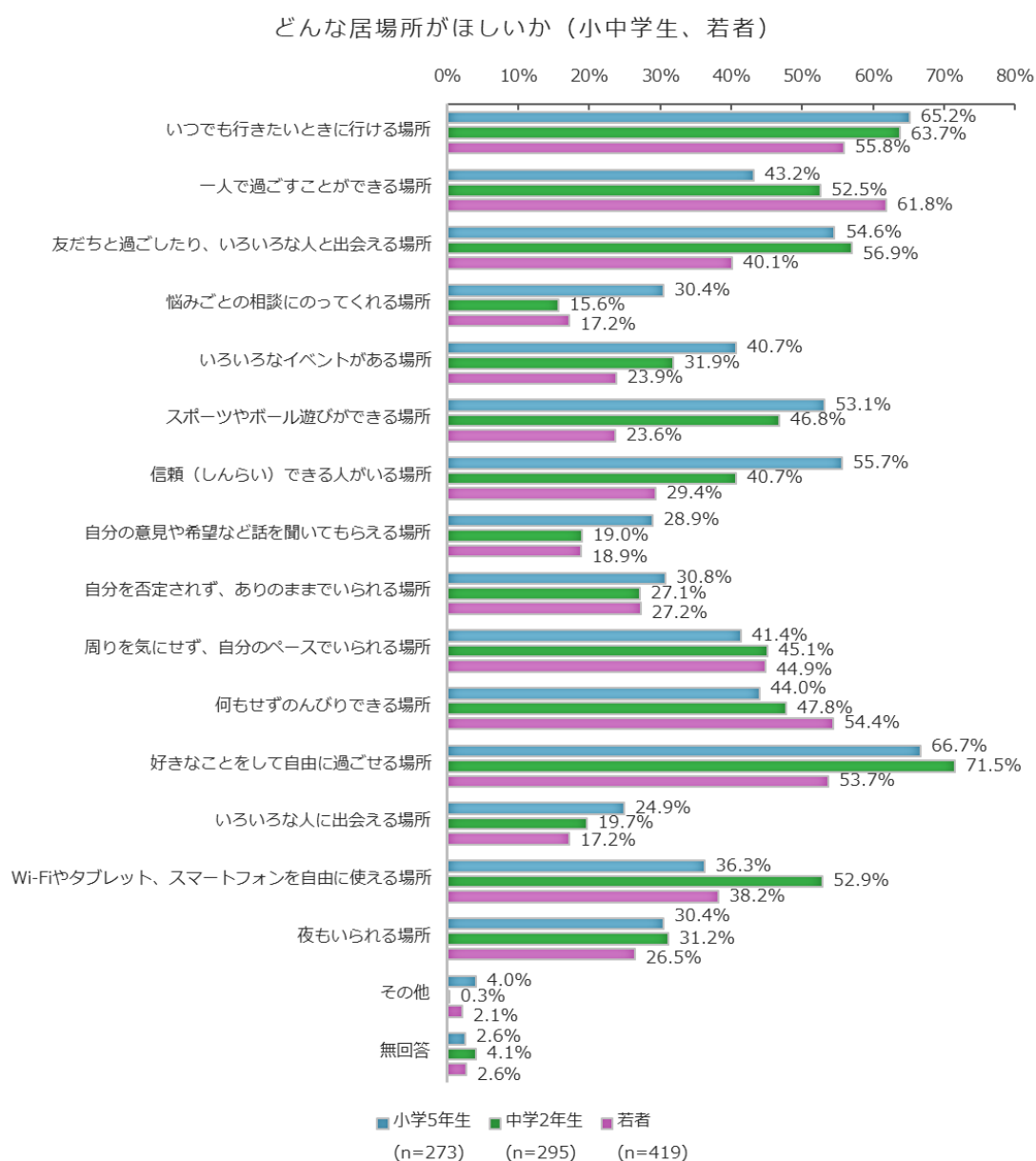
○「将来の希望や夢のために努力している」

小学生は8割以上、中学生でも8割弱が将来にむけた努力をしています。若者では6割弱にとどまり、「あてはまる」との回答は約2割でした。



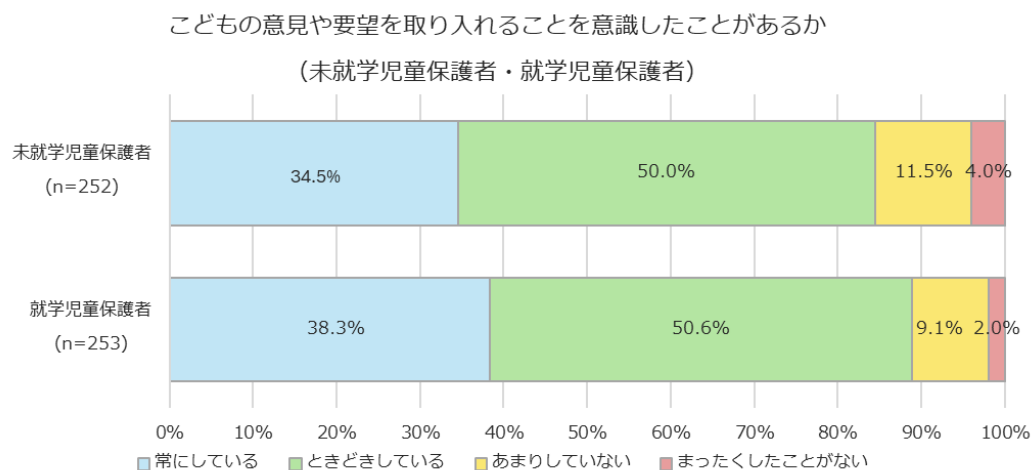
(2) ほしい居場所

小・中学生、若者による居場所への要望としては、「好きなことをして自由に過ごせる」、「いつでも行きたいときに行ける」、「一人で過ごすことができる」、「友達と過ごしたり、いろいろな人と出会える」等が多く挙げられました。また、全体としてはそれほど多くないものの、中学生や若者に比べて小学生の要望が多かったのが「悩みごとの相談にのってくれる」(30.4%)、若者に比べて小・中学生の要望が多かったのが「スポーツやボール遊びができる」(53.1%、46.8%)、「信頼できる人がいる」(55.7%、40.7%) 等となっています。



(3) こどもの意見や要望を取り入れることを意識したことがあるか

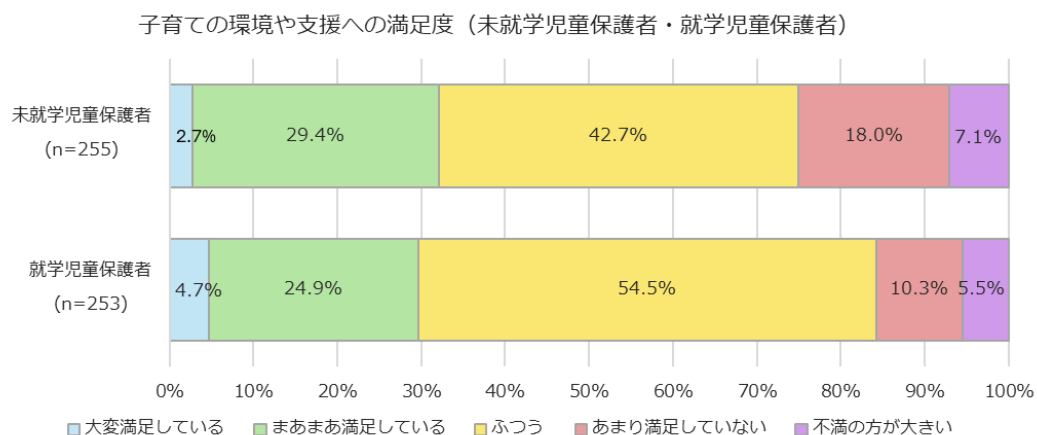
未就学児童の保護者・就学児童の保護者ともに、8割以上がこどもの意見や要望をある程度とりいれることを考えています。



2 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実に向けて

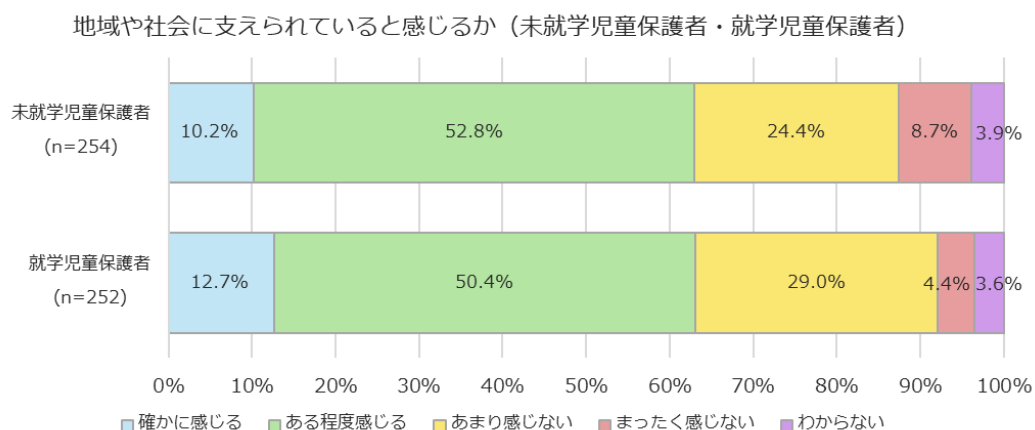
(1) 子育ての環境や支援への満足度

未就学児童保護者・就学児童保護者ともにある程度満足しているとの回答が3割前後ですが、未就学児童保護者では約4分の1が子育て環境や支援の状況に十分満足していない状況です。



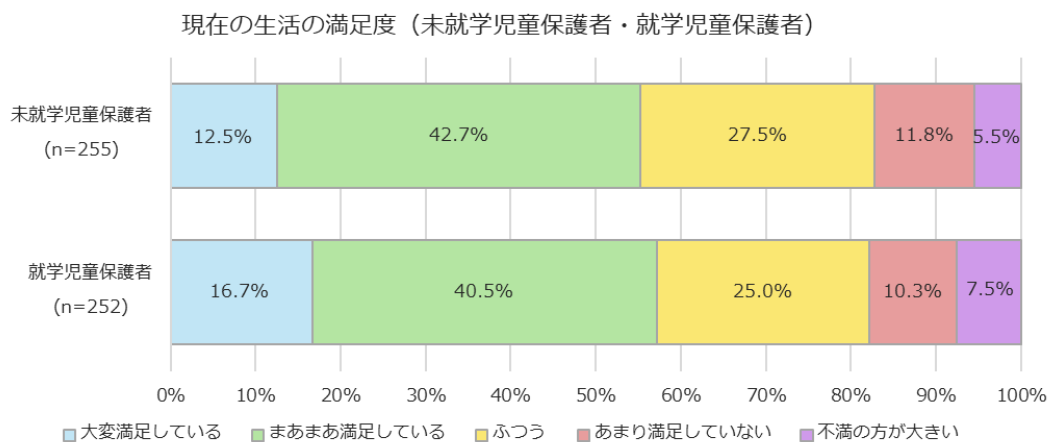
(2) 地域や社会に支えられていると感じるか

未就学児童保護者・就学児童保護者ともに6割超がある程度以上支えられていると考えています。ただし、未就学児童保護者では、8.7%が「まったく感じない」としています。



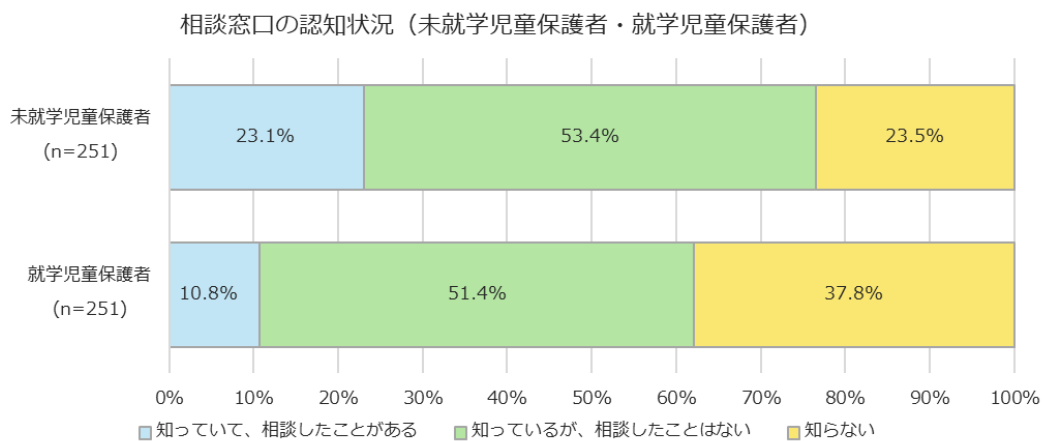
(3) 現在の生活の満足度

未就学児童保護者・就学児童保護者ともに5割以上が満足している状況です。



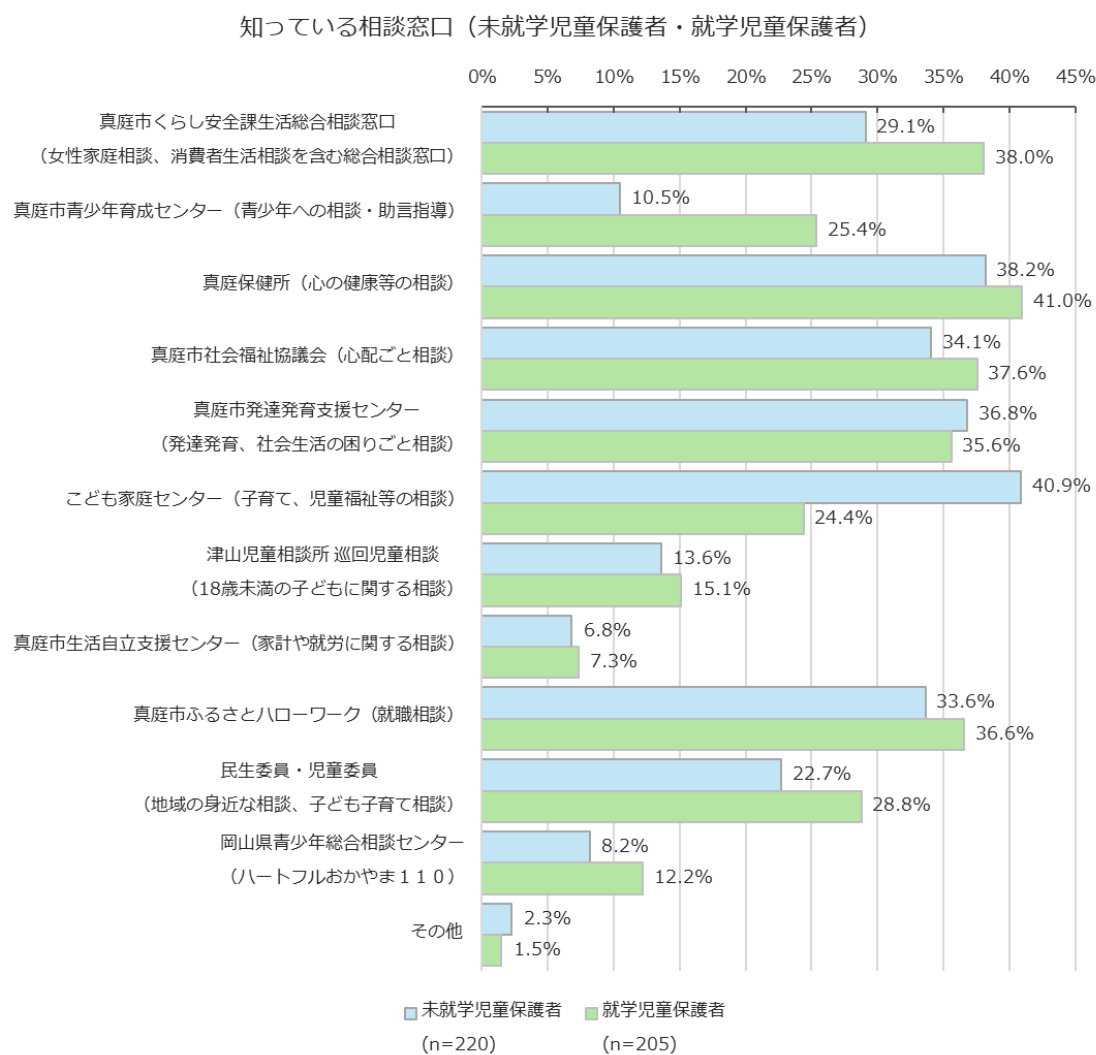
(4) 相談窓口の認知状況

未就学児童保護者では「知っていて、相談したことがある」が23.1%と就学児童保護者に比べて2倍以上の利用状況となっています。一方で就学児童保護者の4割弱が相談窓口を認知していません。



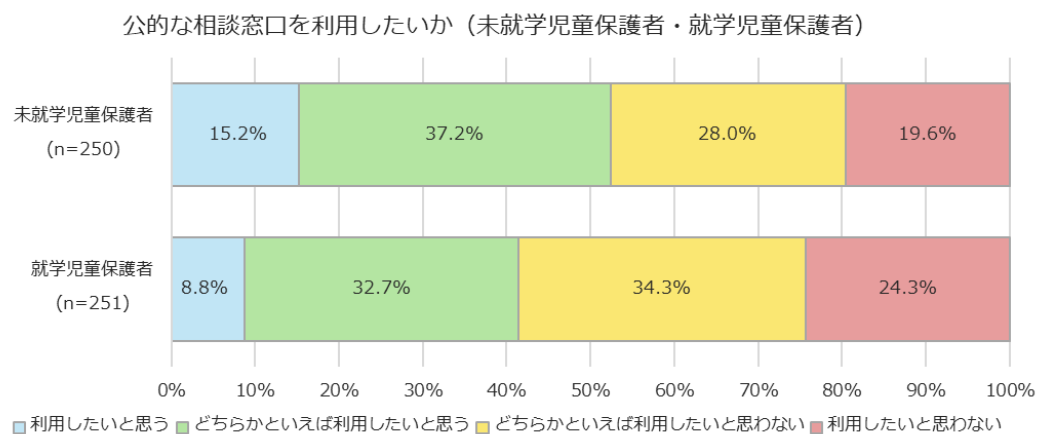
（５）知っている相談窓口

相談窓口の認知状況に反して、真庭市発達発育支援センター、こども家庭センター以外の施設については就学児童保護者の方が未就学児童保護者よりも各施設の認知度が高い状況でした。



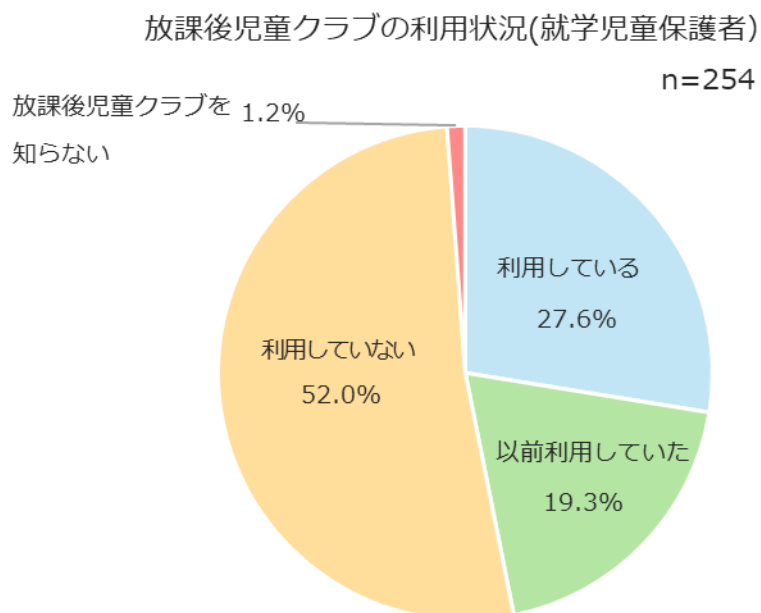
（６）公的な窓口の利用意向

未就学児童保護者では５割超が公的な相談窓口の利用に前向きですが、就学児童保護者では４割程度になっています。



（７）放課後児童クラブの利用状況

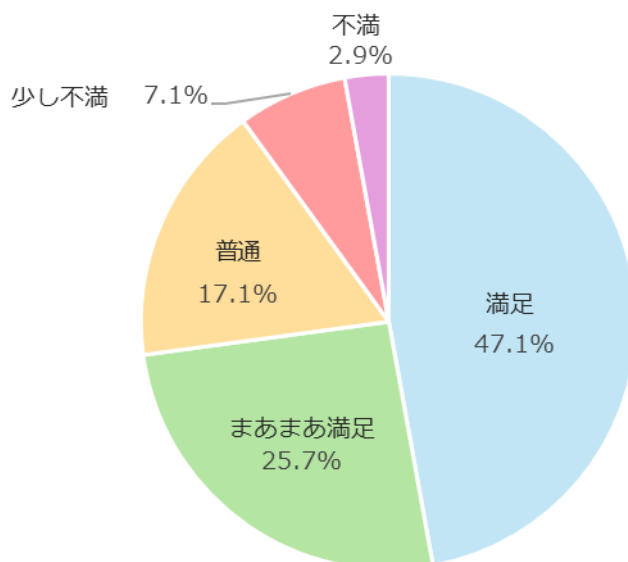
就学児童保護者のうち、利用していない人が半数以上でした。



(8) 放課後児童クラブの総合的な満足度

就学児童保護者の7割以上が「満足」あるいは「まあまあ満足」との回答で、不満を感じているのは約1割でした。

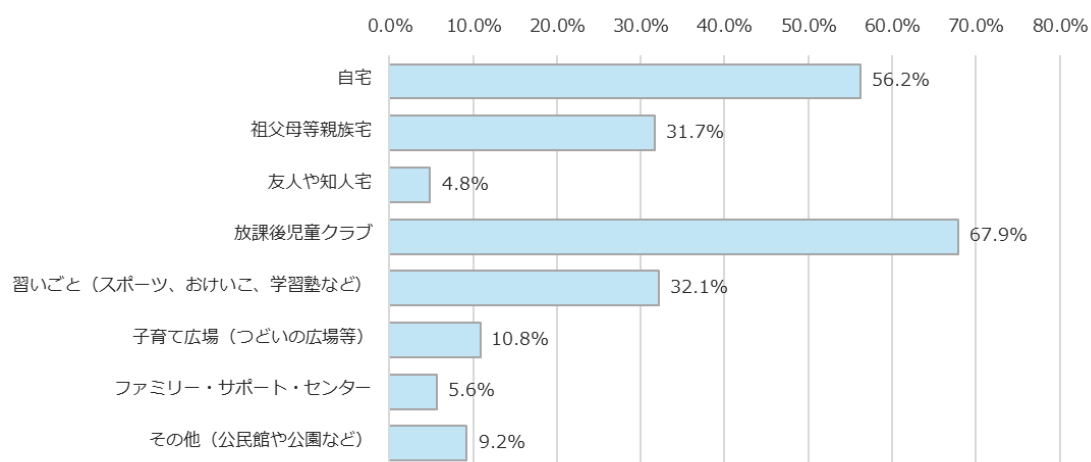
放課後児童クラブの総合的な満足度(就学児童保護者) n=70



(9) 就学後、放課後の時間をこどもに過ごさせたい場所

未就学児童保護者が、こどもが小学生になった際の放課後の居場所として考えているのは放課後児童クラブ(67.9%)で、自宅(56.2%)を上回っています。

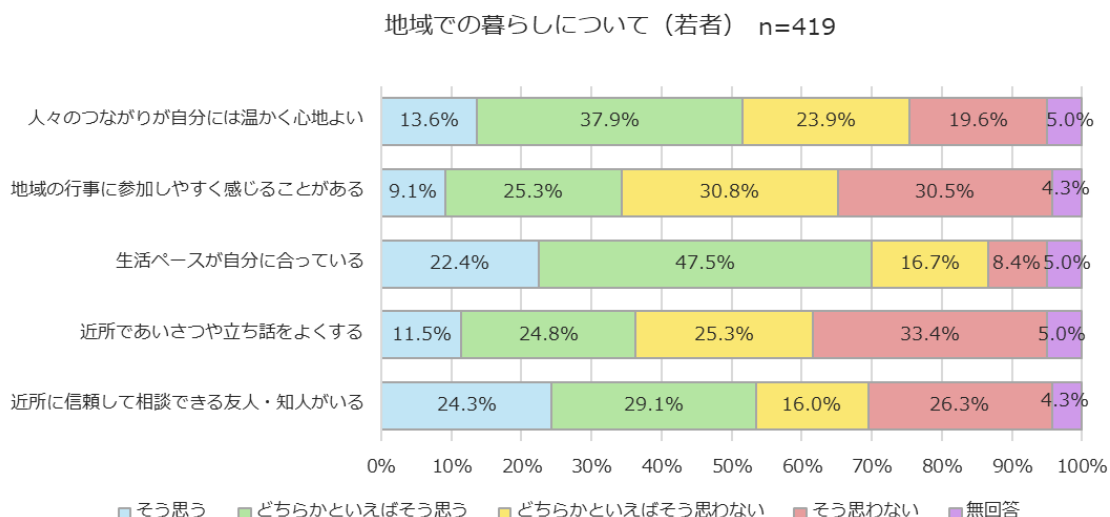
就学後、放課後の時間を子どもに過ごさせたい場所(未就学児童保護者) n=249



3 こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実に向けて

(1) 地域での暮らしについて

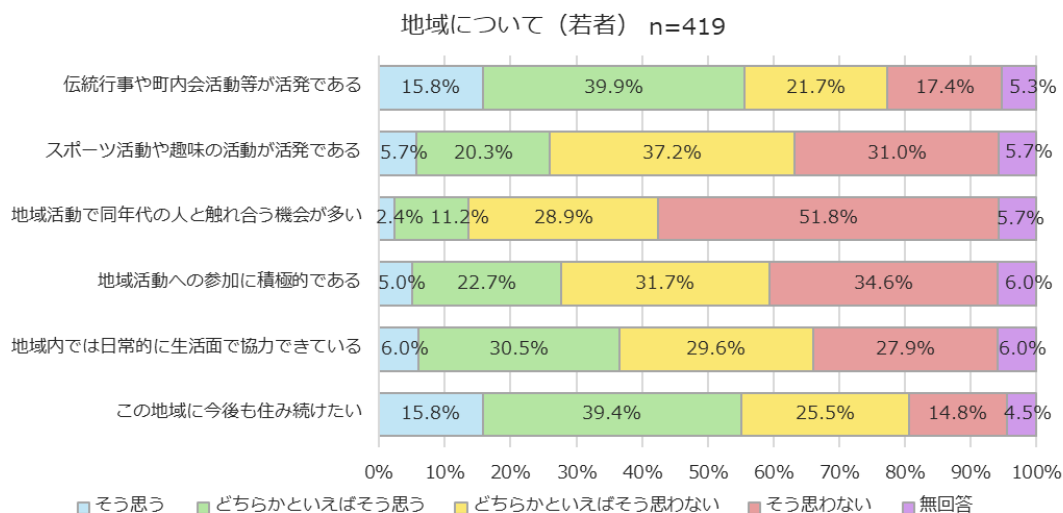
「地域の行事に参加しやすく感じることもある」、「近所であいさつや立ち話をよくする」については若者の肯定的な回答は4割にも届いていない状況です。



(2) 地域の評価

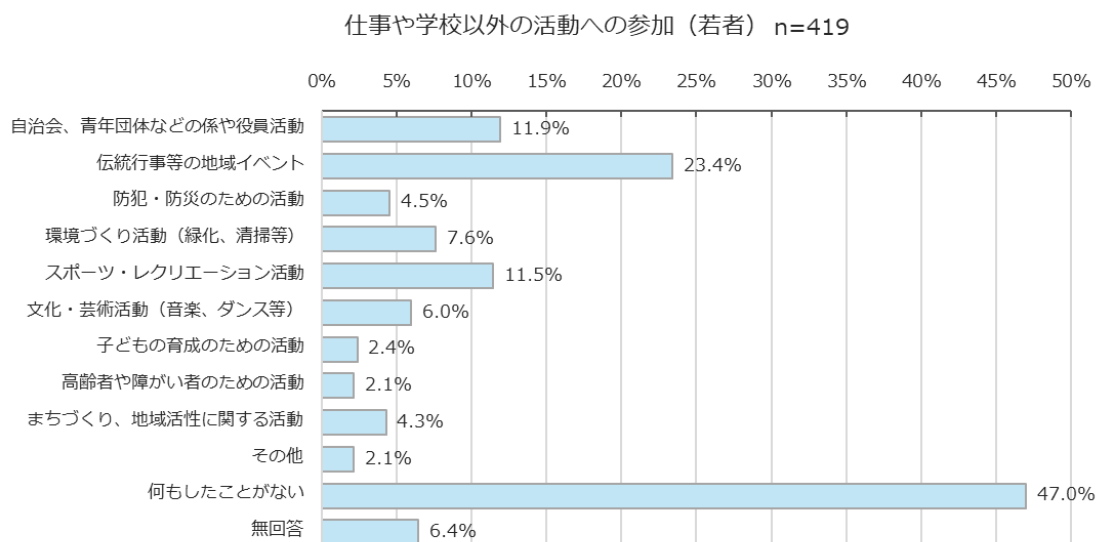
「伝統行事や町内会活動等が活発である」については、若者による肯定的な評価が5割を超えていますが、他の地域活動や日常生活での協力等については否定的な評価が大勢を占めています。

その一方で、「この地域に今後も住み続けたい」に関しては肯定的な評価が5割を超えています。



（３）仕事や学校以外の活動への参加

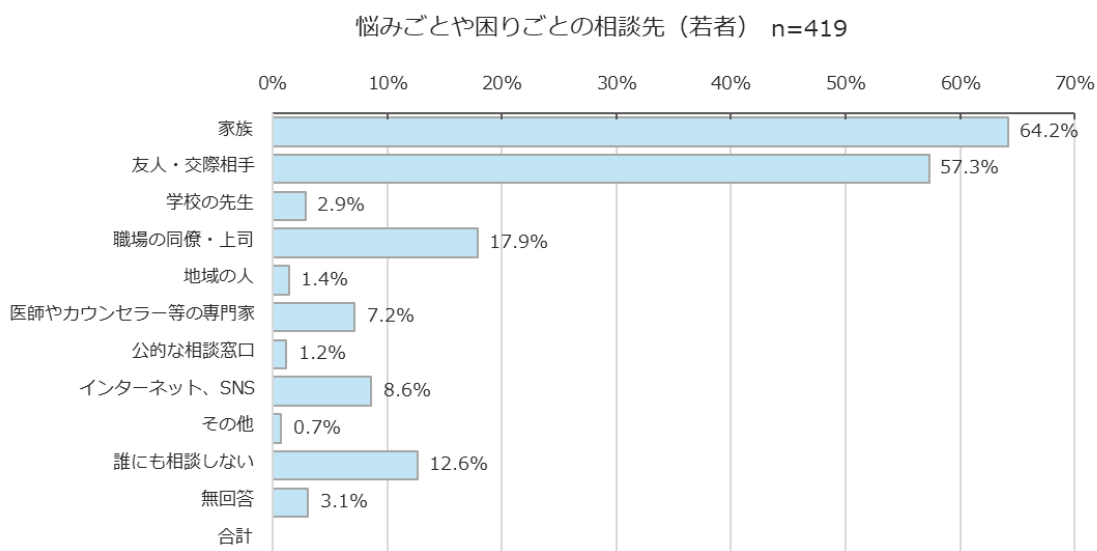
「何もしたことがない」という若者が５割近くを占めており、参加状況が比較的良好なのは「伝統行事等の地域イベント」（23.4%）となっています。



（４）悩みごとや困りごとの相談先

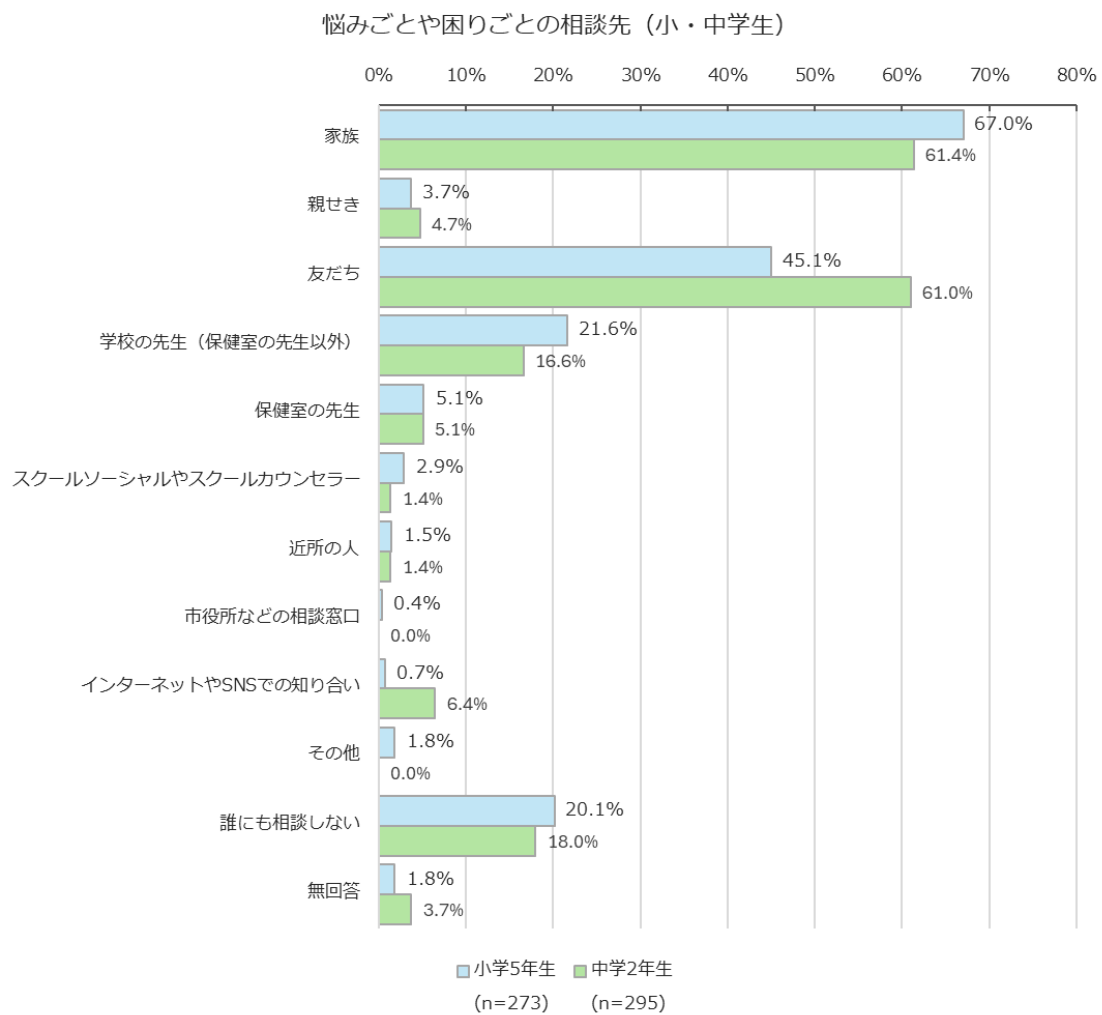
○若者

相談相手としては「家族」（64.2%）と「友人・交際相手」（57.3%）の割合が特に高くなっています。「誰にも相談しない」人も 12.6%となっています。



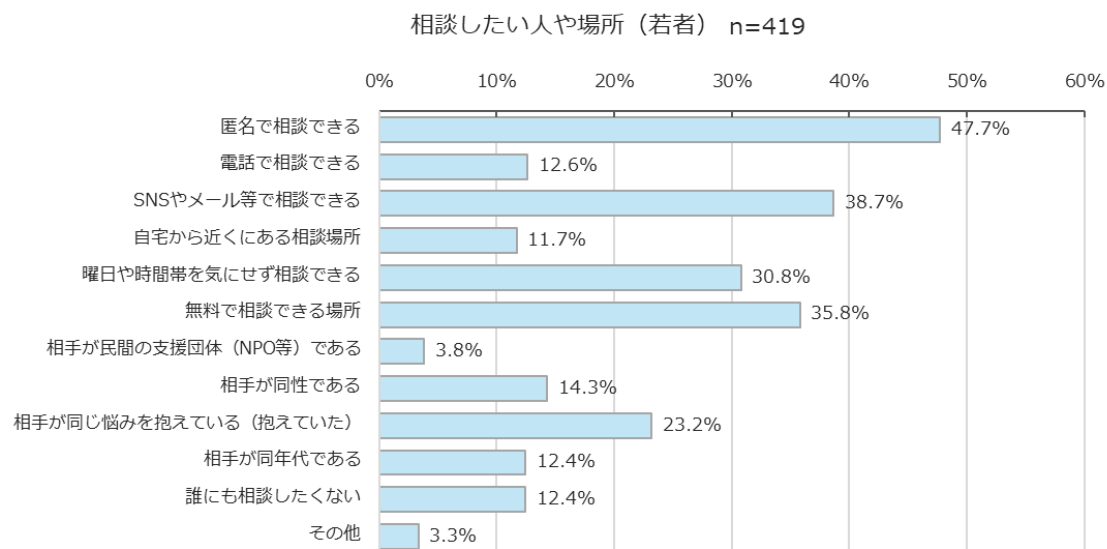
○小・中学生

こちらも「家族」(67.0%、61.4%)と「友だち」(45.1%、61.0%)の割合が高くなっています。「誰にも相談しない」が小学生で20.1%、中学生で18.0%と、若者よりも高くなっています。



（５）相談したい人や場所

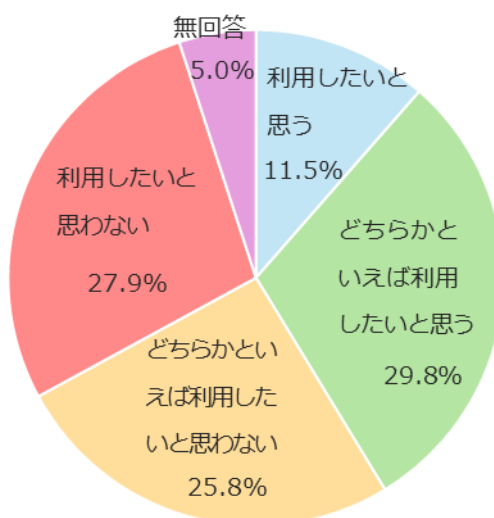
若者からは「匿名で相談できる」（47.7%）、「SNS やメール等で相談できる」（38.7%）、「無料で相談できる」（35.8%）、「曜日や時間帯を気にせず相談できる」（30.8%）等の点が重視されています。



（６）相談窓口の利用意向

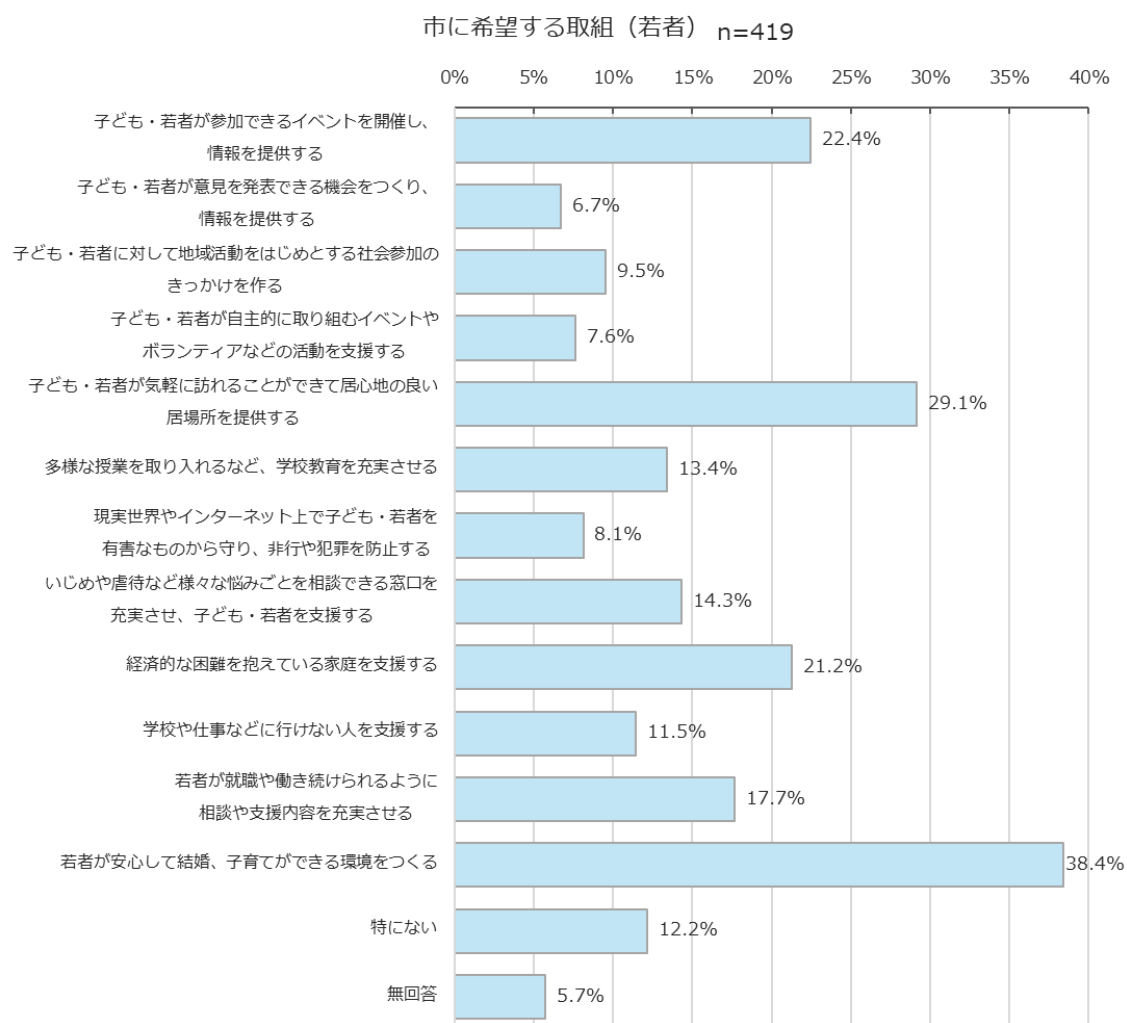
相談窓口を利用したいと思う若者は４割程度にとどまっています。

相談窓口を利用したいか（若者） n=419



(7) 市に希望する取組

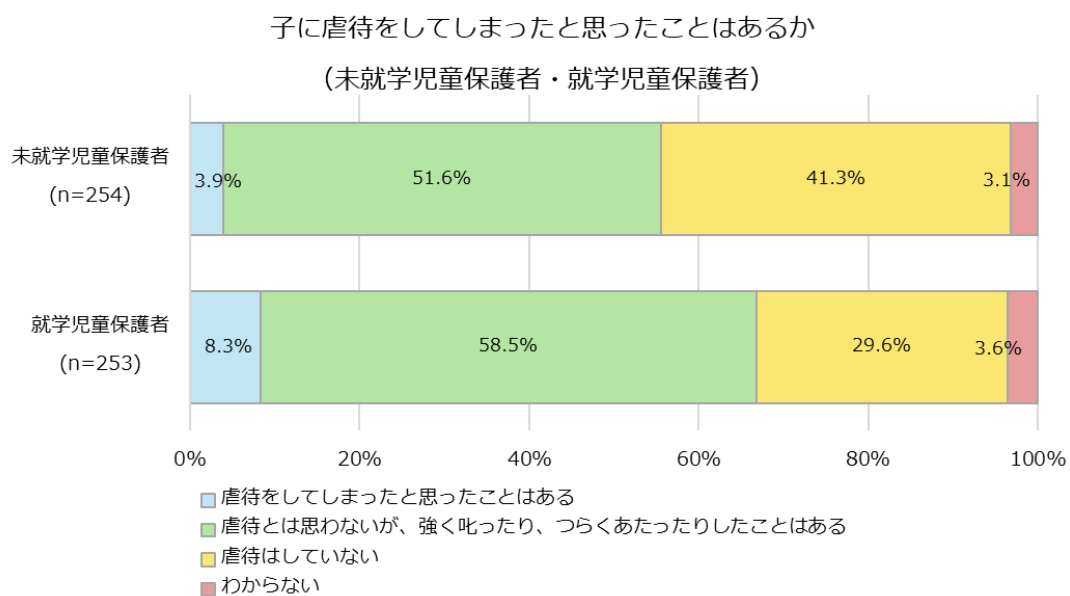
「若者が安心して結婚、子育てができる環境をつくる」(38.4%) が最も多く、次いで「子ども・若者が気軽に訪れることができ居心地の良い居場所を提供する」(29.1%)、「子ども・若者が参加できるイベントを開催し、情報を提供する」(22.4%)、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」(21.2%) となっています。



4 それぞれの状況に応じてサポートが必要な子ども・若者及び家庭への支援

(1) 虐待をしてしまったと思ったことはあるか

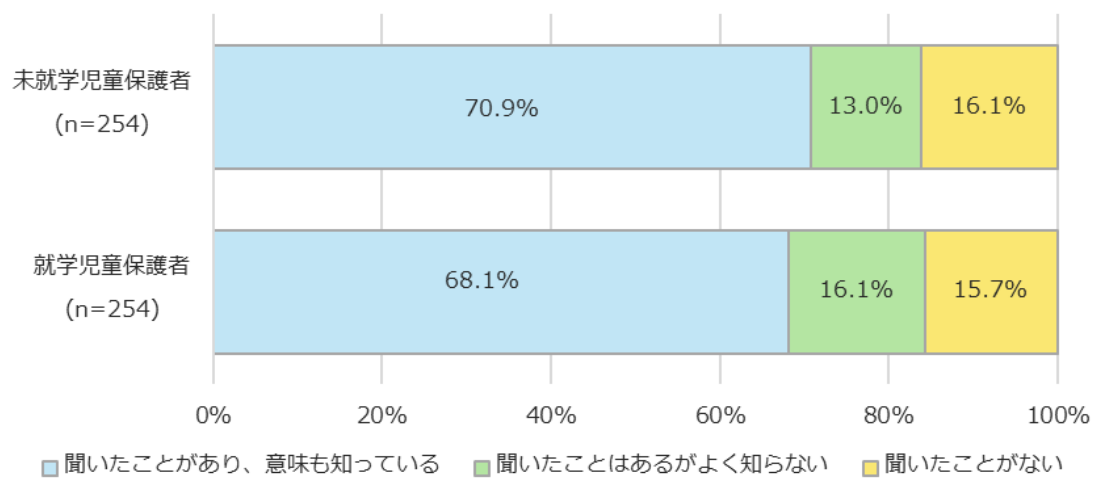
「虐待をしてしまったと思ったことがある」との回答は未就学児童保護者では3.9%、就学児童保護者では8.3%ですが、「虐待とは思わないが、強く叱ったり、つらくあたったりしたことはある」まで含めると、それぞれ約56%、約67%と過半数を超えています。



(2) ヤングケアラーという言葉を知っているか

ヤングケアラーという言葉については、未就学児童保護者、就学児童保護者ともに8割以上が聞いたことがあるとしています。未就学児童保護者、就学児童保護者ともに、3分の2以上の方がその意味も知っています。

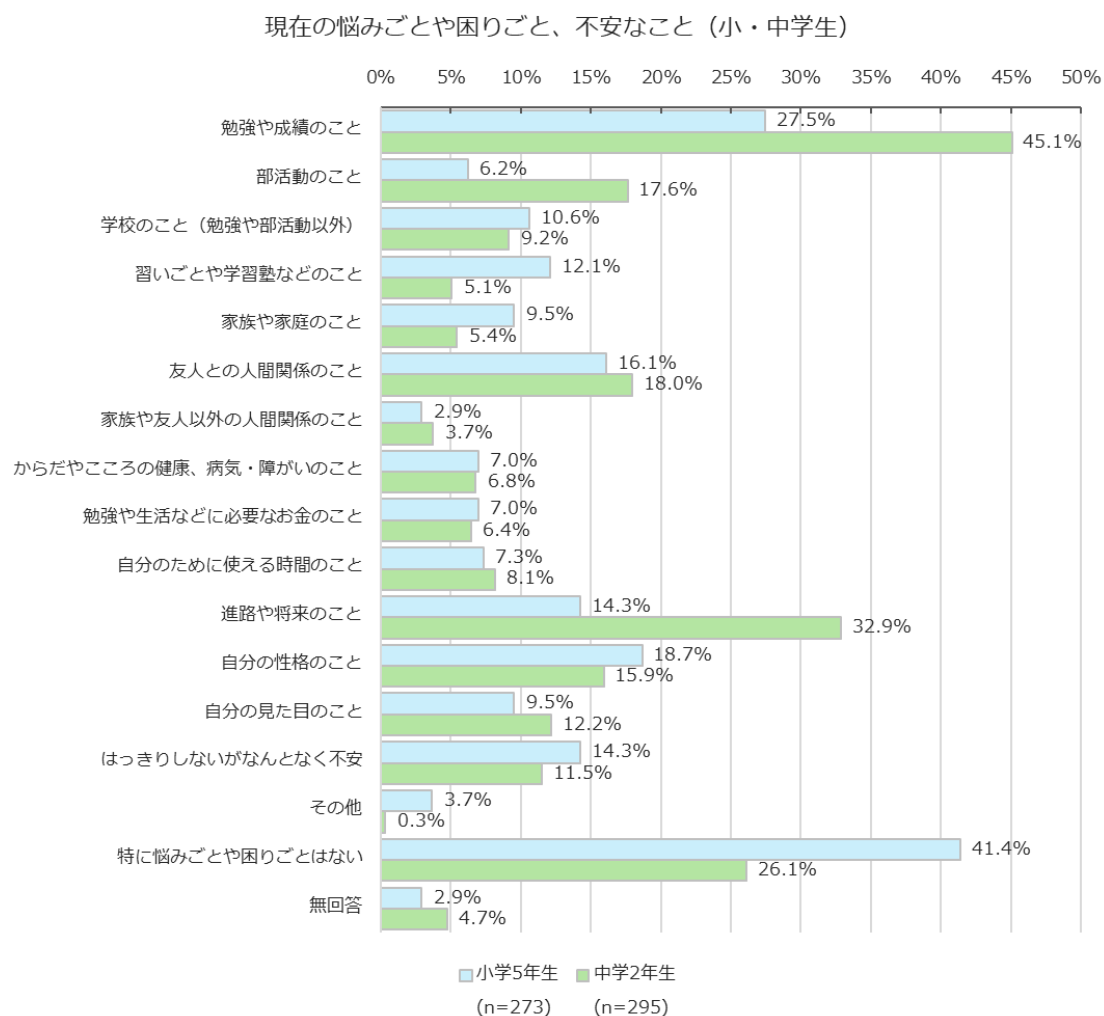
ヤングケアラーの認知状況（未就学児童保護者、就学児童保護者）



(3) 進学に関する不安

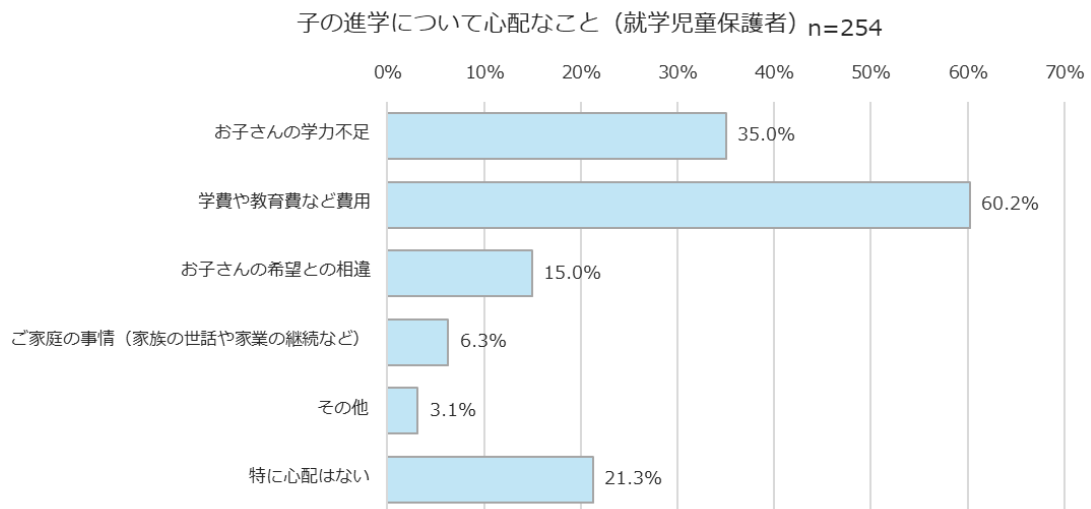
○小・中学生

悩み事や困りごと、不安なことについて、小学生では「勉強や成績のこと」が27.5%で悩みの中では最も多く、「進路や将来のこと」も14.3%で4番目に多くなっています。中学生では「勉強や成績のこと」が45.1%、「進路や将来のこと」が32.9%となっており、大きく増加しています。



○就学児童保護者

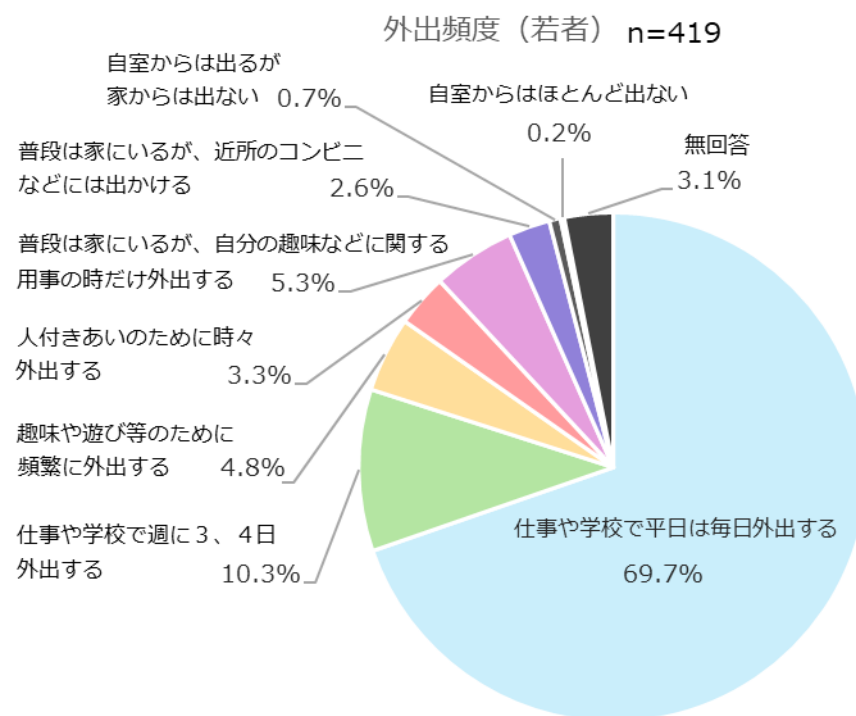
就学児童保護者にとっての進学に関する心配ごととしては、「学費や教育費など費用」が60.2%で特に多く、「お子さんの学力不足」が35.0%でこれに次いでいます。



（４）ひきこもりの傾向

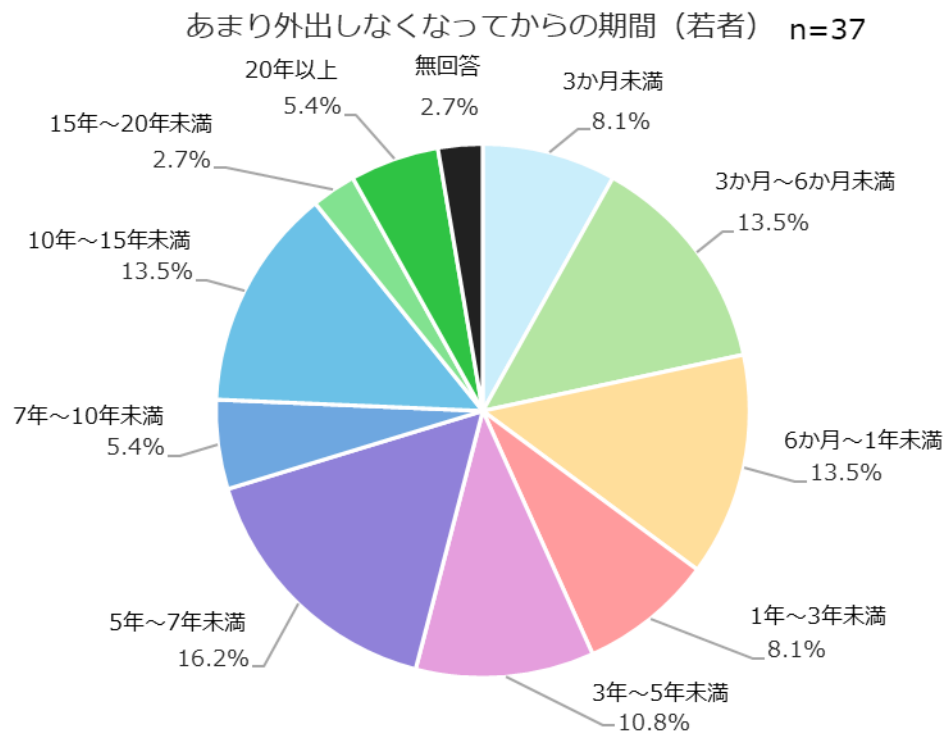
○外出頻度

「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からはほとんど出ない」など、仕事や学校、人付き合いなどをせず、ほぼ自宅から外出しない若者が 8.8%となっています。



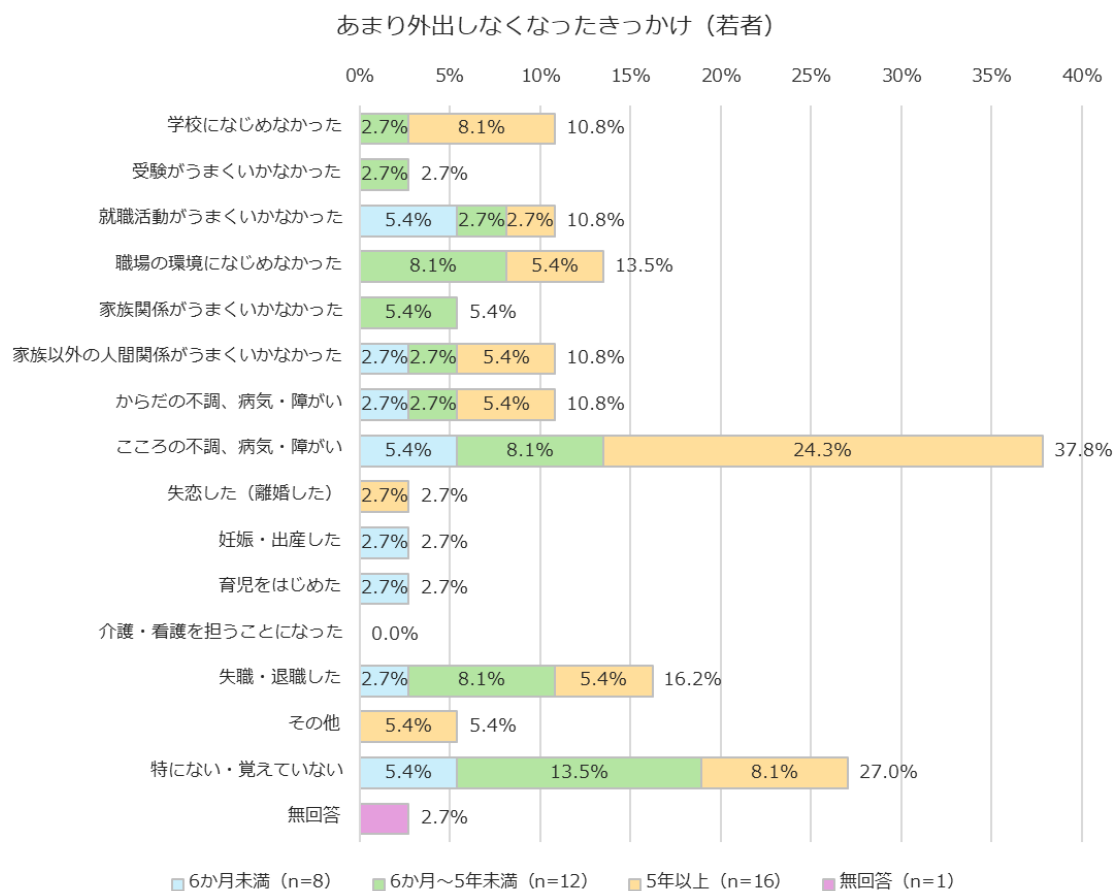
○あまり外出しなくなってからの間

「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からはほとんど出ない」状態になってからの期間が6か月以上との回答がほぼ4分の3を占めています。



○あまり外出しなくなったきっかけ

「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「普段は家
にいて、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出
ない」、「自室からはほとんど出ない」状態になったきっかけは、「こころの不調、
病気・障がい」が4割弱で特に多かったほか、3割弱が「特にない・覚えていな
い」との回答でした。

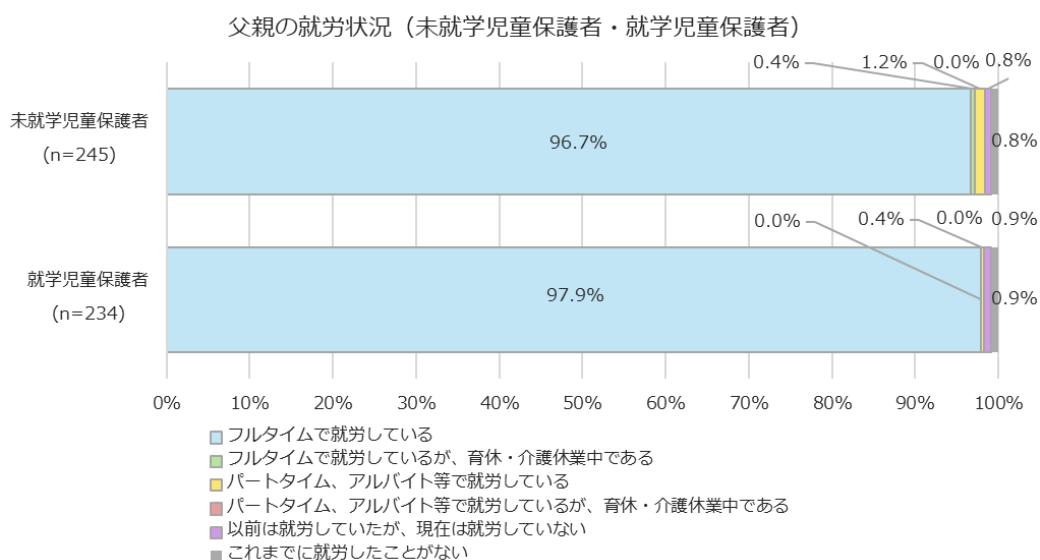


5 ワーク・ライフ・バランスと子どもを生み育てるための環境づくりの推進に向けて

(1) 両親の就労状況

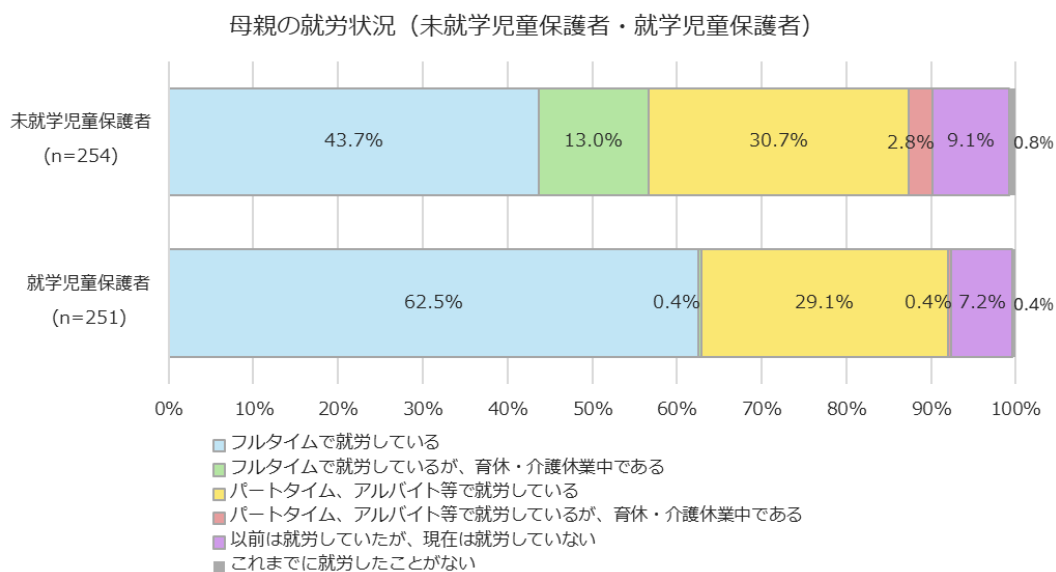
○父親の就労状況

未就学児童保護者、就学児童保護者ともにほぼフルタイムで就労しています。



○母親の就労状況

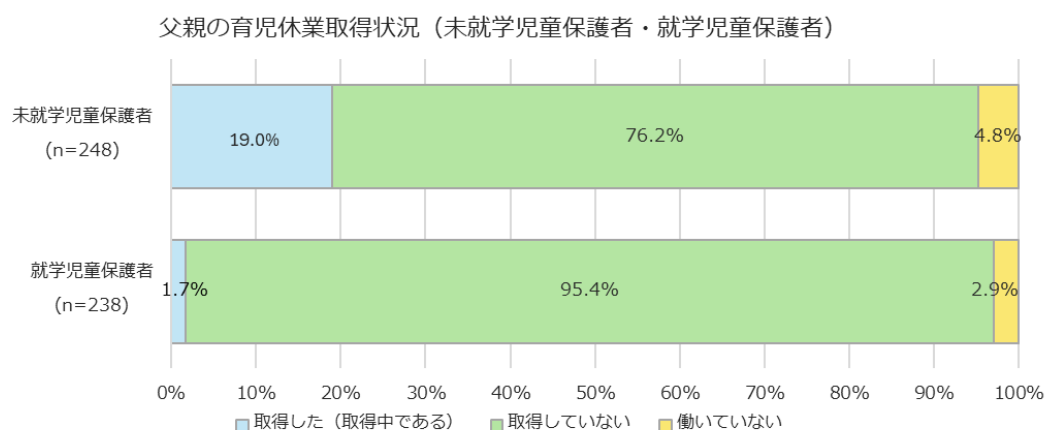
育児・介護休業中を含め、未就学児童保護者では約 57%がフルタイム、約 34%がパートタイム、アルバイト等で就労しています。同様に、就学児童保護者では約 63%がフルタイム、約 30%がパートタイム、アルバイト等で就労しています。いずれも9割超が就労しており、共働きの割合が高くなっています。



（２）育児休業取得状況

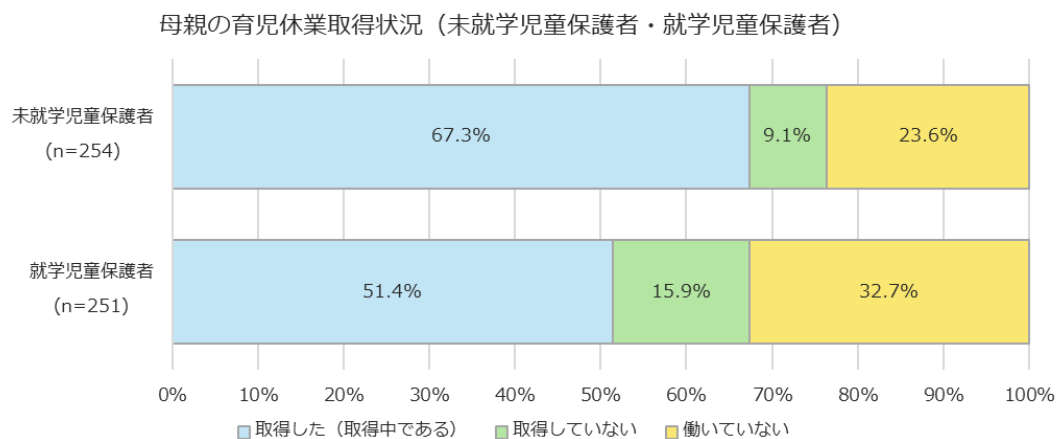
○父親の育児休業取得状況

就学児童保護者ではほぼ取得されていませんが、未就学児童保護者では２割弱が育児休業を取得しています。



○母親の育児休業取得状況

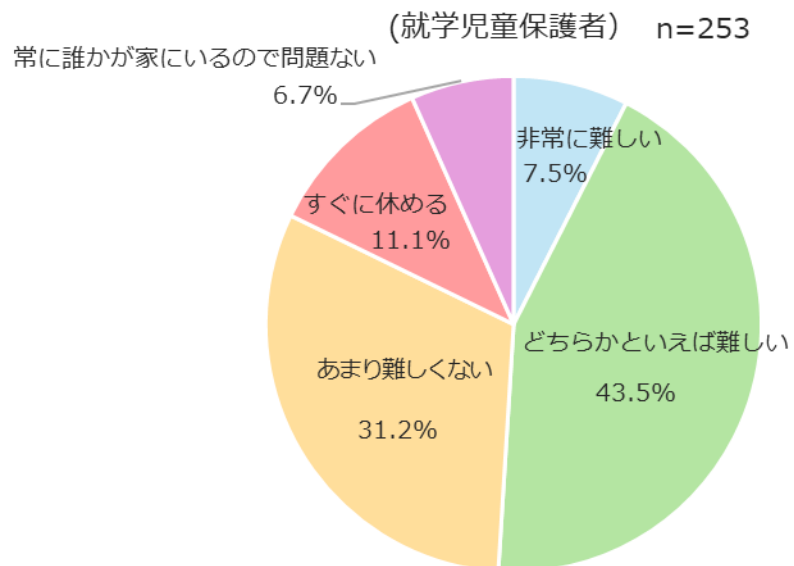
就学児童保護者では 15.9%が取得していない状況ですが、未就学児童保護者では取得していないのは 9.1%と 1 割を下回っています。



(3) こどもが病気やけがの時の休暇取得

就学児童保護者の5割以上が、こどもが病気やけがをしたときに仕事を休むことが難しい状況です。

子どもの病気やけがの時、保護者が仕事を休むことは可能か



6 ワークショップ

(1) こどもまんなか子育て座談会

ワーク・ライフ・バランスとこどもを生み育てるための環境づくりをテーマに、子育て中のパパ・ママによる座談会を開催し、意見をいただきました。

○育児の負担

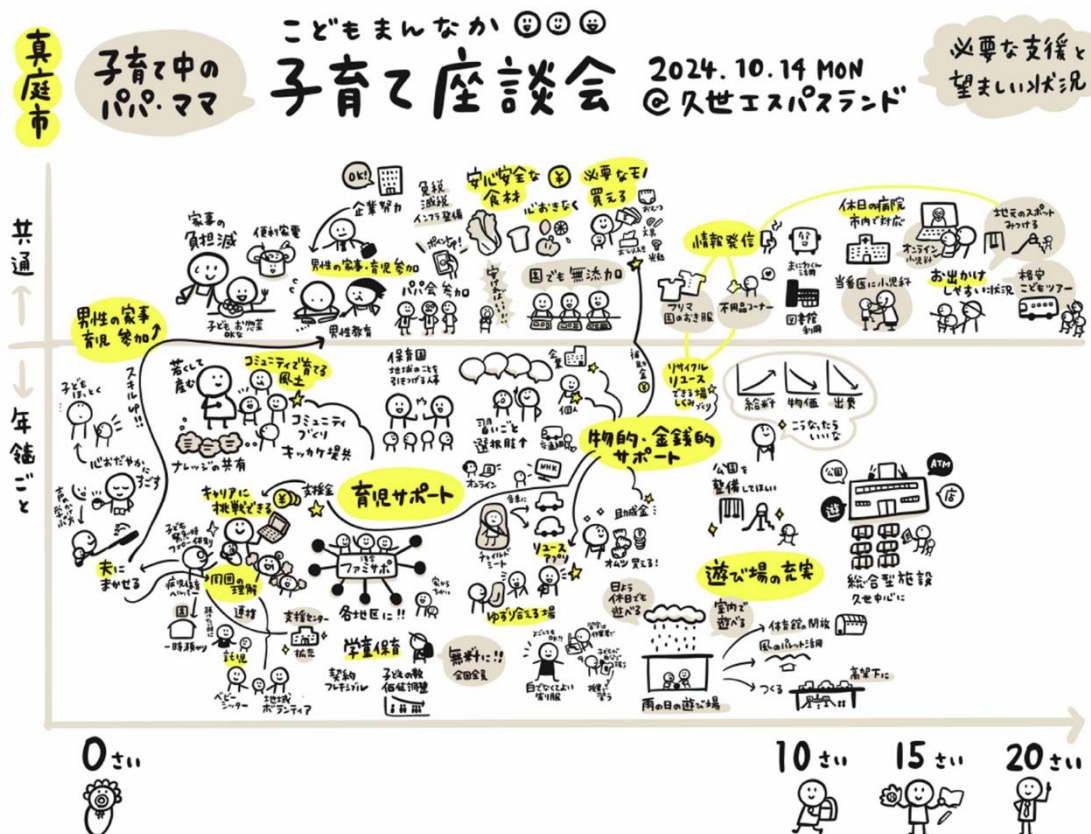
現状	必要な支援
【子育てと家庭、仕事】	
高齢での妊娠、出産	知識共有、コミュニティづくり
キャリアの選択肢が狭い	キャリアアップ支援、フォロー体制
夫の育児不参加	企業の協力、パパ会
家事、育児と仕事、自分の時間	夫の協力、スキルアップ、周りの理解
【日々の子育ての苦労】	
食事の準備が大変	こども向け惣菜、夫の協力
子連れでの買い物、用事の苦労	買い物、食事、遊びなど総合型施設
お出かけしにくい	地元情報の共有、こども向けツアー
急な用事の際に預かってもらえない	一時預かりサービス
ファミサポが遠い	各地区への設置
休日に病院が対応してくれない	当番医の充実、オンライン診療
【こどもを取り巻く環境】	
遊び場の不足（年齢別、天候等）	公園や室内遊び場の整備、体育館解放
習い事の選択肢が少ない	オンライン活用、移動しやすい交通網
小学校のシャツが汚れやすい	作業着導入、こどもの洗濯をサポート
保育士の異動	適切な引継ぎ、適材適所の人事

○生活のコスト

現状	必要な支援
【費用の負担】	
・食品（安全安心） ・おむつ、チャイルドシート	・園でも無添加を ・補助金・助成金 ・リユース：フリマや譲り合い
・学童の費用 ・習いごとや塾の費用	・全国一律に無料化 ・企業や個人への支援

・ガソリン ・光熱費	・賃金上昇 ・免税、減税
家事、育児と仕事、自分の時間	夫の協力、スキルアップ、周りの理解

【こどもまんなか子育て座談会（グラフィックレコード）】



こどもまんなか子育て座談会の様子

(2) こどもまんなかユース座談会

こども・若者しあわせワークショップ～well-being について考えよう！～をテーマに、真庭市在住もしくは真庭市内の学校に通学している高校生・中学生を対象に、大学生がファシリテーターを務め座談会を開催し、真庭市で大切にしたいこと・ものについて、それぞれの価値観とアイデアの発表をいただきました。

○自然とのつながり・愛	
自らの行動	地域とのつながり
・自分らしくいられる時間や場所を確保する	・鳥の声が聴ける、雪遊びができる魅力がある ・果物狩りができる場所があると良い ・若者が気軽に温泉に行ける交通手段があると良い ・塩サウナに入れる場所があると良い ・出会いの場があると良い ・大人から人生観を聞けたり、世間話ができたりできる場があると良い
○秩序・信頼	
自らの行動	地域とのつながり
・選挙に行く ・身近なルールを守るための工夫を考える ・地域のボランティアに積極的に参加する ・若者が率先して地域行事を残していく	・地域内で意見交換する場がより多くあると良い ・勝高の夢現 PJ など学校の教育活動の内容の認知や活動への協力を期待したい ・「大人」「こども」と区別のない対応を希望する

○親しい関係・日常	
自らの行動	地域とのつながり
・ご近所付き合いや物々交換の文化を大切にする ・津山四校連携のような、市外の学校との交流を考える ・真庭市内でのグランピングやペアリング作りなどを企画・実施を考える ・地産地消の食事を大切にする ・畑仕事を体験する ・ボランティアに参加するだけでなく、自らが企画・発信するボランティア活動をしていく	・多世代交流や座談会、ワークショップの機会や場があると良い ・イルミネーションやクリスマスマーケットなどデートスポットがあると良い ・プリクラ・カフェ・カラオケ・ショッピングモールなど気軽に遊べる場があると良い ・畑仕事を体験できる機会があると良い ・地域で活動している若者が気軽に宣伝できる掲示板があると良い ・移動にあたって交通手段が増えると良い
○思いやり・関係づくり	
自らの行動	地域とのつながり
・若者主催のスポーツ大会を企画する ・将来、子育てをするようになったら、ママ友・パパ友と気軽に繋がるようにする	・若者が安心して参加できる対話の場があると良い ・多くの市内外の人たちと出会える場があると良い ・座談会のような機会が増えると良い ・ゲームセンター、ボーリング、カラオケ、映画館、ゲーム大会、ランチ、打ち上げなど遊興や食事の場が多数あると良い

第3章 こども・若者・子育て家庭をとりまく課題

こども・若者に関する統計情報やアンケート調査の結果等から、本市におけるこども・若者・子育て家庭をとりまく現状の課題を整理しました。

【こども、若者の自己肯定感の醸成】

アンケートでは、小学生から中学生までは自分のことが好きな割合が高く、将来の希望や夢のための努力にも前向きですが、18歳以上の若者ではその割合が低下しています。家族や友人など身近な人間関係は比較的良好と捉えられていることから、進学や就職等のライフイベントにとどまらず、新たな形で地域や様々な団体、個人等とつながる機会を増やし、目標や生きがいづくりを支える取組が必要です。

【居場所づくり】

地域のつながりの希薄化、少子化によるこども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「こども・若者が地域のコミュニティの中で育つ」ことが困難になることが一層懸念されています。

本市における居場所への要望としては、「好きなことをして自由に過ごせる」、「いつでも行きたいときに行ける」、「一人で過ごすことができる」「友だちと過ごしたり、いろいろな人と出会える」等が小・中学生、若者共通で多く挙げられており、ある特定の用途に限るのではなく、その時々に応じて自由に利用方法を選択できるような場所が求められています。

若者がアンケートで市に求めている取組としても、「こども・若者が気軽に訪れることができ居心地の良い居場所を提供する」が29.1%と要望が多いことから、その実現に向けて検討を進めていく必要があります。

【若者の出会い・結婚】

本市の人口減少の主要因となっているのは生産年齢人口と年少人口の減少で、次世代につながる親子世帯の世帯数も減少しています。生産年齢人口の減少は高校卒業から就職にかけての市外への人口流出の影響が大きく、若者の定着を図るためには就業、生活利便、娯楽等多面的に環境を整備する必要があり、その達成は容易ではありません。一方、年少人口の減少は婚姻、出産それぞれの影響

が考えられます。婚姻に関しては平成 17 年から令和 2 年にかけての 15 年間で 25 歳から 39 歳までの各世代の配偶率が 10%以上減少しており、非婚や晩婚の傾向が見られます。また、結婚後の出産と子育ては女性にとっては不安や負担も大きく、行政や地域による適切な支援が求められます。

こうした状況の中、若者へのアンケートでは、市に求める取組として「若者が安心して結婚、子育てができる環境づくり」が 38.4%と最も多く挙げられており、こうした若者の思いを受け止め、結婚や子育てに前向きになれるようにライフイベントやライフステージに応じて丁寧に取組を積み上げていくことが重要です。

【若者と地域の関係】

若者へのアンケートからは、地域における伝統行事等の取組や人々のつながりに一定の評価をしつつも、地域活動に参加・協力したり、あいさつや立ち話等の直接的なコミュニケーションをとることには後ろ向きな姿勢も見られます。一方で、地域活動は、多世代との交流、新たな学びや経験、地域貢献意識など参加者から評価されている点も少なくありません。若者向けの情報発信やイベント等を通じて、若者の地域への関心を高めていくことが大切です。

【こども・若者の相談窓口】

アンケートでは、小・中学生や若者の悩みごとの相談先は家族と友人が中心で、公的な相談窓口はほとんど挙げられていません。「誰にも相談しない」という小・中学生が 18%～20%、若者では 13%程度存在しており、公的な相談機関としてこうした人々の声を聴き、円滑に支援につなげていくことが求められます。

相談したい人や場所に関する設問では匿名性が最も求められており、これは家族や友人には担うことのできない機能です。他には、SNS やメール等相談方法の多様化、時間や料金等の制約がないことも条件として挙げられています。こうした条件に可能な限り対応し、利用しやすい相談窓口として改めて若者や小・中学生等に周知を図ることで、多様な相談先の一つとして認識してもらえよう取り組みます。

【子育て支援】

就学前の乳幼児を対象としたつどいの広場、就学児童を対象とした放課後児童クラブは登録児童数が少しずつ増加していることから、引き続き子育て支援ニーズを適切に把握し、運営体制の適正化を図っていくことが求められます。

地域も含めた子育て環境や支援については、就学児童保護者よりも未就学児童保護者の満足していない割合が高いことから、こうした方々の意見をくみ取りながら、乳幼児等における支援について丁寧な検討を進め、満足度を高めていく必要があります。

【子育て支援の相談窓口】

公的な相談窓口の利用に前向きな人は、アンケートによれば未就学児童保護者で約 52%、就学児童保護者で約 42%とそれほど多くはありません。本市における子育てでは、預かりなどの支援を含め、親族等身近な人に頼る場合が多いことから、公的な相談窓口ではこうした方々との役割分担を図るため、専門性の高い職員による相談や、各分野の専門家と連携して円滑に相談者との間を取り次ぐような体制を作っていくことも重要になります。

【こどもの貧困】

全国的に貧困率は低下している状況ですが、こどもの貧困率は1割を上回っており、こどものいるひとり親世帯の貧困率は44.5%と依然として高いままです。本市においても18歳未満のこどものいるひとり親世帯は令和2年で約160世帯あり、家庭の貧困はこどもの将来を考えた際に大きな機会損失にもつながるため、適切な教育支援や経済支援に取り組む必要があります。また、若者の貧困についても、相談窓口や民生委員との協力等を通じて把握し、就労支援等により経済状況の立て直しを図るとともに、必要に応じて生活支援等も行いながら状況の改善を進めます。

【児童虐待】

児童虐待は、全国的に相談対応件数が増加傾向にあり、全国各地でこどもの命が理不尽に奪われる事件が後を絶ちません。虐待している側もされている側も気づかない場合もあることから、問題意識を高めるための周知・啓発を図るとともに関係機関・団体等と連携を図りながら対策に取り組めます。

【ワーク・ライフ・バランス】

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、共働き世帯が多いとみられる本市の特徴からみても重要です。また、こどもたちが幸福な生活を送るためには、育児や介護、そして親自身の生活満足度を高めながら、家族全員が健康に安心して暮らしていけることが大切です。

そのため、認定こども園や放課後児童クラブ等における支援体制を計画的に確保する必要があります。

育児休業取得状況をみると、就学児童保護者に比べて未就学児童保護者の取得率が高くなっており、近年は育児休業できる環境へと変わってきている状況がうかがえますが、父親の取得状況に限れば未就学児童保護者でも2割に満たない状況です。こどもの病気やけがの際の休暇取得についても半数以上の保護者が難しいとしており、市民へのさらなる周知・啓発を図るとともに、企業等とも連携してワーク・ライフ・バランスの改善に取り組んでいきます。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

**家庭や地域の中で自分が大切な存在であることを
実感することができる環境づくり
～こどもがまんなか～**

真庭市では、これまで「真庭市子ども・子育て支援事業計画」のもと、すべてのこどもの権利や幸せを守り、地域の中でこどもの健やかな成長や自立を地域全体で支援していけるよう、子育て支援策の充実に取り組んできました。

本計画では、この考え方を発展させ、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を地域に根ざした形で進めます。真庭市総合計画で示される「多彩で豊かな真庭の生活（真庭ライフスタイル）」の実現に基づき、親の幸せがこどもの幸せにつながることを踏まえ、**こどもたちが家庭や地域の中でかけがえのない存在として尊重され、自らの価値を認めながら成長できるまちを目指します。**

こどもにとって「最も良いことは何か」を常に中心に置きながら、こどもを権利の主体として認識する意識を育むとともに、地域の「人と人のつながり」や「自然と共生する環境」という強みを活かし、地域全体でこどもたちの健やかな成長を後押しします。

○こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」³

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・

³ 「こども大綱」（令和5年12月22日）より抜粋

精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、次の8つのことをすべてのこども・若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けることができる社会を示しています。

①	心身ともに健やかに成長できる社会
②	個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる社会
③	様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる社会
④	夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会
⑤	固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる社会
⑥	自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる社会
⑦	不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる社会
⑧	虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会

加えて、20代、30代を中心とする若者世代が、次の4つのことを身に付けることができる社会を示しています。

①	自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会
②	希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会
③	それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会
④	社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会

【子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）】

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

すべての子どもに生まれながら「子どもの権利」があり

だれもそれを奪うことはできません

こどもの権利を守れるのはおとなです

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満のすべてのこどもを対象に、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと守るために、1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約はこどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。

1. 差別の禁止（差別がないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、貧困、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2. 子どもの最善の利益（こどもにとってもっともよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3. 生命、生存、発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。

4. 子どもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

第2節 施策の柱

本市では、基本理念の実現に向けて、以下の5つの施策の柱を設定し、柱ごとに各事業を位置づけ、こども・子育て施策を推進します。

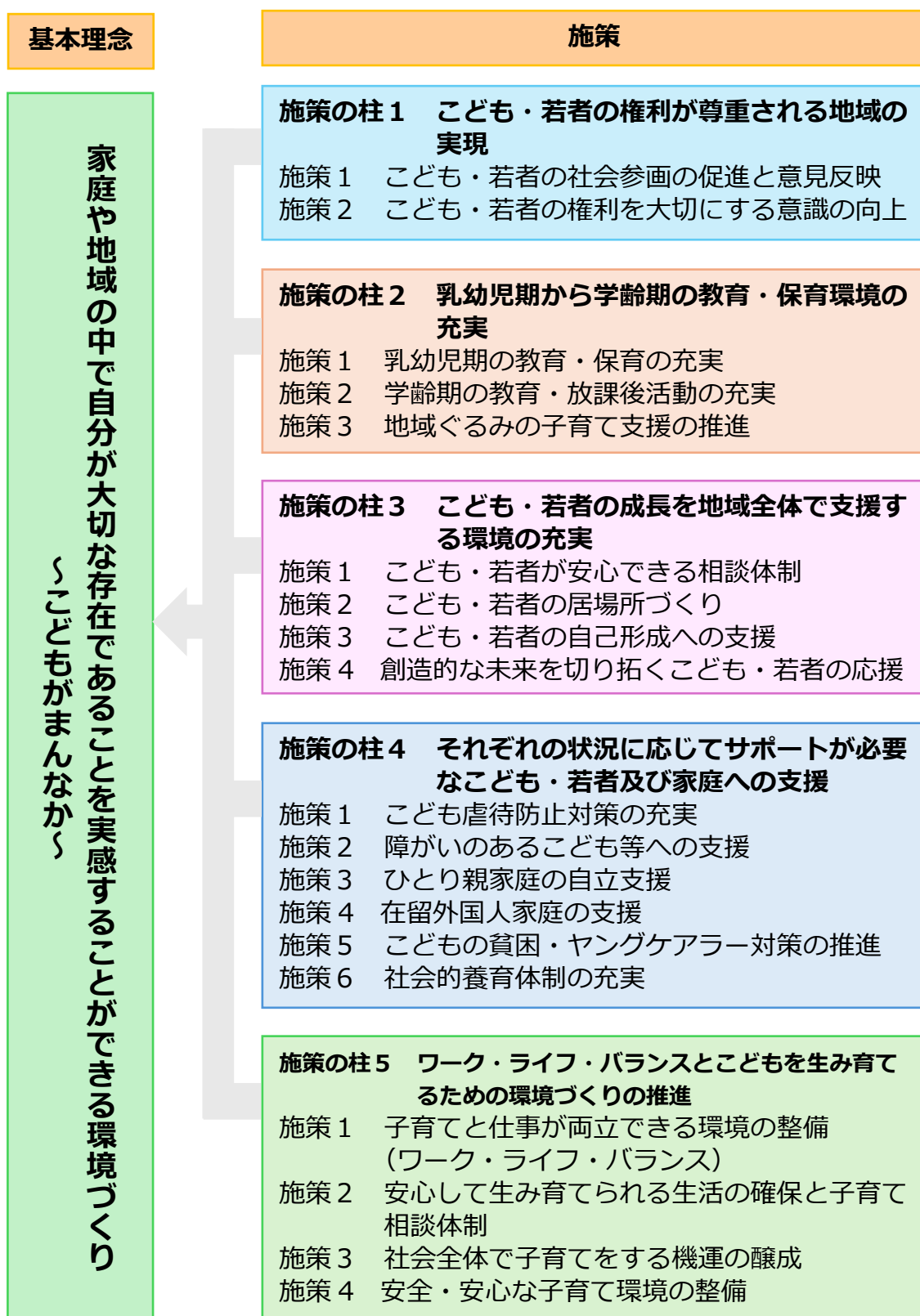
施策の柱1	こども・若者の権利が尊重される地域の実現
施策の柱2	乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実
施策の柱3	こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実
施策の柱4	それぞれの状況に応じてサポートが必要なこども・若者及び家庭への支援
施策の柱5	ワーク・ライフ・バランスとこどもを生み育てるための環境づくりの推進

「こどもの施策に関する基本的な方針」⁴

①	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
⑥	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

⁴ 「こども大綱」（令和5年12月22日）より抜粋

第3節 施策の体系



第4節 進捗を測る指標（成果指標）

本計画の計画期間（令和7年度から令和11年度）の5年間で、基本理念、施策の柱の達成に向け、目標を設定します。目標設定は、令和6年度実施のこども・子育てアンケートの結果から目標値を設定します。

○施策の柱1 こども・若者の権利が尊重される地域の実現

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	今の自分が好きだと思うこどもの割合（小・中学生）	70.4%	現状維持
②	今の自分が好きだと思わない若者の割合（若者）	12.2%	10.0%
③	こどもの意見を取り入れると思う保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	86.7%	90.0%
④	こども・若者が意見を発表できる機会や地域活動をはじめとする社会参加のきっかけがあると思う若者の割合（若者）	16.2%	50.0%

○施策の柱2 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	子育て生活の満足度の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	56.2%	70.0%
②	子育て環境や支援への満足度の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	30.9%	50.0%
③	地域や社会に支えられていると思う保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	63.0%	70.0%

④	子育て環境や支援に満足していない 保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	22.1%	10.0%
---	---	-------	-------

○施策の柱3 こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	困った時に相談したり、悩みを話せる 人があるこども・若者の割合 (小・中学生・若者)	80.7%	90.0%
②	仕事や学校以外の活動へ参加してい ない若者の割合(若者)	47.0%	30.0%
③	地域の行事に参加しやすいと感じる 若者の割合(若者)	34.4%	50.0%
④	人々のつながりが自分には温かく心 地よいと感じる若者の割合(若者)	51.6%	70.0%
⑤	地域活動への参加に積極的である若 者の割合(若者)	27.7%	50.0%
⑥	この地域に今後も住みたい若者の 割合(若者)	55.1%	70.0%

○施策の柱4 それぞれの状況に応じてサポートが必要なこども・若者及び家 庭への支援

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	相談窓口として公共の窓口を知って いる保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	69.3%	70.0%
②	相談窓口として公共の窓口を利用し たいと思う保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	46.9%	50.0%

③	今の暮らしに満足しているこどもの割合（小・中学生）	74.1%	現状以上
④	ヤングケアラーの意味を理解している保護者の割合 （未就学児童・就学児童保護者）	66.8%	70.0%

○施策の柱5 ワーク・ライフ・バランスとこどもを生き育てるための環境づくりの推進

成果指標		現状 （令和6年度）	目標 （令和11年度）
①	父親が育児休業を取得した割合 （未就学児童保護者）	19.0%	85.0%
②	母親が育児休業を取得した割合 （未就学児童保護者）	67.3%	85.0%
③	仕事を休むことが可能な保護者の割合 （就学児童保護者）	49.0%	50.0%
④	相談窓口として公共の窓口を利用したいと思う保護者の割合（未就学児童・就学児童保護者）（再掲）	46.9%	50.0%
⑤	子育てに孤立感や孤独感を感じる保護者の割合 （未就学児童・就学児童保護者）	19.7%	10.0%

※目標値については、国の基準を参考にするなど、現状が50%未満は50.0%、50%～70%未満は70.0%、70%～90%未満は90%で設定しています。

第5章 施策の展開

第1節 取組・事業（包含する計画的要素を施策ごとに整理）

1 施策の柱1 こども・若者の権利が尊重される地域の実現

施策の方向性	1 こども・若者の社会参画の促進と意見反映
	2 こども・若者の権利を大切にする意識の向上

（1）施策の方向性1 こども・若者の社会参画の促進と意見反映

○概要

こどもや若者が、家庭や地域などで、意見を言い合える機会やその意見が尊重される機会があるよう、自由にこども・若者が意見を出しやすい環境整備に取り組めます。

また、貧困、虐待、いじめ、ひきこもりなどの状況にあるこども・若者や社会的養護にあるこども・若者からの意見も施策に反映できるよう、十分な配慮や工夫につとめます。

○関連する計画

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

次世代育成支援行動計画

教育振興基本計画

人権教育・啓発推進指針

消費者行政基本方針

○施策の内容

意見を発表できる
機会や座談会等の
活用

SDGs 円卓会議等での意見交換やワークショップ、中学生が日頃考えている意見を発表する「私の主張発表会」等を通じて社会参加する場や、自らの意見を形成し表明できる機会を確保します。

消費者教育の推進・金融リテラシーの向上	真庭市消費生活センター所属の消費生活相談員を講師として派遣するなど、消費者被害等の未然防止・救済及び自立した消費者育成のための消費者教育の推進に取り組めます。
意見表明の充実と反映	こども・若者施策に関する委員へ若者の登用や、こども・若者を対象としたアンケートの実施など安心して意見を表明できる機会を作ります。また、その意見を市の施策に反映し、市のホームページ等でフィードバックできるよう工夫につとめます。
若者の市政への関心を高める	真庭市議会議員との意見交換を通じて、市政や議会活動への関心と理解を深めるとともに、若者が意見を出したり提案することで市政参画を促進します。

（２）施策の方向性２ こども・若者の権利を大切にすること意識の向上

○概要

すべてのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現していく権利を有しています。

こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育て世帯を含め、希望を持って健やかに育ち・生活できるよう、こども・若者自身や周りの大人への周知・啓発等を推進します。

○関連する計画

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

次世代育成支援行動計画

教育振興基本計画

人権教育・啓発推進指針

○施策の内容

こども・若者の権利の啓発や教育	こども基本法、こどもの権利条約の内容等、こどもの権利について、パンフレットや SNS を活用し、こどもの権利に関する周知・啓発及び人権教育を推進します。
-----------------	--

こどもの権利の大人に対する研修等	こども・若者の周りの大人が、こどもの権利や権利の主体であることを理解し実践できるよう、関係団体や関係機関と連携し、研修の実施や様々な媒体を活用して、広く市民に周知・啓発を推進します。
SOS を出せるような啓発	こども・若者自身が自らの権利を自覚するとともに、権利が侵害されているときには、身近にいる大人や相談機関に SOS が出せるよう啓発を行います。



こどもまんなかユース座談会の様子

2 施策の柱2 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実

施策の方向性	1 乳幼児期の教育・保育の充実
	2 学齢期の教育・放課後活動の充実
	3 地域ぐるみの子育て支援の推進

(1) 施策の方向性1 乳幼児期の教育・保育の充実

○概要

こどもの心豊かで健やかな育ちのために、保護者、園、地域が相互に連携し、「のびのびと心豊かに意欲をもって生活するこどもの育成」を目指し、遊ぶ力・生きる力・かかわる力を、自然や地域文化を活用した体験通じて身につけれるよう取り組みます。また、幼児教育・保育から小学校・中学校さらにその先につながっていく学びの連続性を重視し、切れ目のない支援を充実させていきます。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援施設整備計画
食育・健康づくり計画
教育振興基本計画
生涯学習基本計画
人権教育・啓発推進指針

○施策の内容

教育・保育の質の向上	教育・保育施設に対する指導監査・立入調査の実施や、保育実践公開研修等保育士を対象とした各種研修を開催し、質の高い保育を提供します。
保育サービスの充実	保育園における一時預かり事業、病児保育事業等、家庭での保育等が一時的に困難となった場合等に、利用者ニーズを踏まえて民間事業者とも協力しながら、保育サービスの充実につとめます。

幼児教育・保育人材の確保	潜在的人材の発掘や職員の育成につとめるとともに、職員の業務負担の軽減に取り組み、保育業務に専念できる環境を構築するなど、保育の質の向上を図ります。 また、保育士が働き続けられるよう、新たな生活への支援事業や奨学金返済支援事業を実施し支援します。
教育・保育施設整備の適正化	老朽化しているこども園等における保育ニーズを考慮し、市内公立園の施設整備計画を策定し、適正な保育環境の整備を行います。
ライフステージに応じた子育て支援	こども家庭センターの切れ目ない伴走型相談支援により、妊娠から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなげます。また、産後ケア事業やはぐくみサポーター派遣事業等、様々な支援により育児の不安や負担軽減を図ります。

（２）施策の方向性２ 学齢期の教育・放課後活動の充実

○概要

放課後児童クラブ及び放課後こども教室が計画的に円滑な運営を実施するよう、放課後児童クラブの運営に係る支援や放課後児童支援員等の育成を図るなどにより、放課後児童クラブを充実した環境とするようにつとめます。

一人ひとりのこどもの状況に応じた教育・保育支援を行い、次代を担うこども一人ひとりの健やかで心豊かな成長を目指します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

教育振興基本計画

生涯学習基本計画

図書館みらい計画

青少年健全育成推進方針

人権教育・啓発推進指針

○施策の内容

放課後児童クラブの整備	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう放課後児童クラブを運営します。放課後児童クラブ専用スペースを確保するため、クラブの施設整備を進めます。また、巡回相談アドバイザーを派遣し、指導・助言を行い、こどもが安全・安心に過ごすことができ、主体的な活動が尊重される質の高い支援を提供します。
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブの安定した運営と質の向上を図るため、支援員の適正配置・処遇改善等に取り組みます。
放課後こども教室の充実	市内で現在4つの放課後こども教室が活動しています。各地域の児童全員を対象として、学校の長期休業中や休日等に市民の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等、体験を中心とした取り組みを推進します。
こどもの居場所・遊ぶ機会づくりの充実	こどもの主体的な遊びの確保のための伴走支援と、見守る大人のつながりづくりを進めます。また、図書館等公共施設を活用して、気軽に立ち寄ることができる交流スペースを充実させるとともに、こども食堂など地域におけるこども・若者の居場所づくりとなるような活動を支援します。
遊び場の確保	公園などの既存の遊び場の魅力向上とともに、身近な遊び場となる公民協働によるポケットパーク等の整備を進めます。また、利用者ニーズを踏まえ、雨天や猛暑の夏にも活用できる遊び場の充実に取り組みます。
既存公共施設の学習スペース等の開放	図書館等の学習スペースを開放し、児童・生徒の学習環境の向上を支援します。

（３）施策の方向性３ 地域ぐるみの子育て支援の推進

○概要

地域ぐるみの世代間の交流の推進、地域の子育て支援ネットワークの構築を進め、子育てを支援する地域社会づくりを進めます。

また、つどいの広場や子育てサロンなどでこどもや子育て世帯へ交流機会を提供し、こどもや子育て世帯の地域活動への参加の機会を促進するなど、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供を支援します。

また、こどもたちが、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保につとめるなど、すべてのこどもと子育て家庭を地域ぐるみで支援します。

子育て家庭を取り巻くすべての人々がこどもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みを構築し、地域で育てる環境づくりにつとめます。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

食育・健康づくり計画

教育振興基本計画

生涯学習基本計画

スポーツ推進計画

文化芸術推進計画

人権教育・啓発推進指針

青少年健全育成推進方針

○施策の内容

みんなではぐくむ 子育てのまちの気 運醸成	こどもや子育て家庭、市民が集い、こどもをまんやかに笑顔があふれる場を創出するイベントの開催や、こどもまんなかの趣旨に賛同する団体や企業などに「こどもまんなか応援サポーター」の普及啓発を行い「みんなではぐくむ子育てのまち」を目指します。
子育て中の親子同 士の交流や相談で きる場の充実	つどいの広場等の地域子育て支援拠点や、認定こども園等の園開放等により、就学前の乳幼児と保護者が気軽に集い交流し合える子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

地域全体ではぐくむ体制づくり	愛育委員や食育推進ボランティア等の市民のボランティアによる声かけや訪問、親子の交流事業など地域の子育てを応援する体制づくりを進めます。
学校・家庭・地域連携の推進	学校と保護者・地域が一体となってこどもたちを育む実践と伴走支援を実施します。また、学校給食を郷育の場と捉えた食育の推進や、乳幼児期から食育体験ができるよう保育施設や学校、市民ボランティアが連携した取り組みを行います。
こどもを守る安全なまちづくり	各地域の実情に合わせた街頭指導・パトロールの実施や、こどもの登下校時における緊急避難場所として、「子ども 110 番の家」の設置を推進します。
スポーツ・文化活動の推進	こどもたちが、様々な体験や活動を十分行うことができるよう、乳幼児期のこども向けの運動、小中学生へのスポーツ、音楽や演劇等の体験できる場を提供するとともに、中学生等が地域でスポーツ・文化活動ができるように推進していきます。



育児相談

育児のことや離乳食のことなど保健師や栄養士に気軽に相談できます。保護者の方同士の出会いの場にもなっています。

パパママクラス

毎回ほのぼのした雰囲気多くのパパ、ママに参加いただいています。「パパの妊婦体験で重みを共感してくれて行動が変わった!!」「パパ友ママ友でまた参加したい!!」「助産師さんに直接聞いて安心した!!」などうれしい感想をいただいています。



3 施策の柱3 こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実

施策の方向性	1 こども・若者が安心できる相談体制
	2 こども・若者の居場所づくり
	3 こども・若者の自己形成への支援
	4 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 施策の方向性1 こども・若者が安心できる相談体制

○概要

こども・若者の立場に立ち、こども・若者の利益を最優先にした、こども・若者自身が安心して相談できる体制を整備し、こども・若者一人ひとりが大切にされ、自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指します。

○関連する計画

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

次世代育成支援行動計画

地域福祉計画

障がい者計画

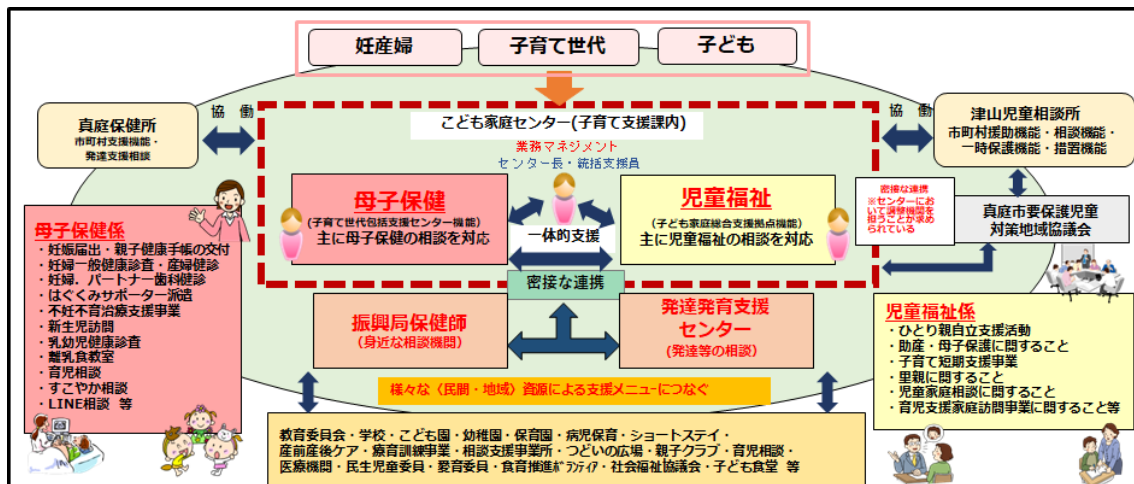
生涯学習基本計画

青少年健全育成推進方針

○施策の内容

こども・若者の相談事業の充実	真庭市青少年育成センターによる街頭指導・パトロール・相談業務を行います。
こども・若者の健全育成	市民に身近な相談窓口として生活総合相談窓口を設置し、市役所内の各部署が連携して、よりよい問題の解決や生活再建のための相談対応や支援を行います。 また、市民講座や真庭法律相談センター、公証役場出張相談会等を開催します。
こども家庭センターによる相談支援	妊娠から出産・子育てまで一貫して相談に応じニーズに合う必要な支援につなぎます。また、こども園や学校、児童相談所をはじめとした要保護児童対策地域協議会の連携による、支援の必要なこども、妊婦、子育て家庭への個別支援を行います。

【こども家庭センター概要図】



(2) 施策の方向性2 こども・若者の居場所づくり

○概要

こども・若者が、安心安全な場所や環境で、自由に遊んだり、活動したり、過ごししたりできる居場所を提供し、貧困・障がい・不登校など様々な要因による学びの格差解消や、遊びを通じて成長できる環境づくりに務めます。また、地域住民やボランティアとの協働を促進し、地域全体でこども・若者を見守る体制を強化します。

○関連する計画

こども・若者計画

次世代育成支援行動計画

教育振興基本計画

生涯学習基本計画

青少年健全育成推進方針

図書館みらい計画

○施策の内容

こども・若者の居場所・体験機会の提供	こども・若者を中心とした社会教育を展開する施設を整備するとともに、郷育魅力化コーディネーターによる伴走支援を行います。 また、長期休業中等にこどもに向けた居場所や体験機会の提供を行います。
既存公共施設を活用した居場所の推進	図書館などの公共施設を活用してこども・若者が安心して過ごせる場・主体的に活動できる場を市民と連携してつくります。 公共施設の活用にあたっては、誘致等を公民連携事業としても検討します。
居場所となる場所の情報発信	公園などこどもの居場所の情報を動画やマップを作成し、ホームページや SNS を通じて発信します。
こども・若者の居場所・遊ぶ機会づくり	こども・若者が求める居場所を提供できるよう、こども・若者の意見を聞きながら居場所・遊び場づくりを推進します。 また、公民協働によるポケットパーク等のレクリエーション施設を整備します。
自主的に多様な活動や交流ができる取り組み	こども・若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場を支援します。 また、こども・若者同士、多世代など幅広い交流活動を支援します。

（３）施策の方向性３ こども・若者の自己形成への支援

○概要

こども・若者が、地域の人々との交流や体験活動などの機会の提供を推進し、社会の変化にも柔軟に対応する力を養い、自ら学び行動する力の向上を図ります。また、自立に必要なコミュニケーション能力や社会の一員としての自覚、自信につながる創造力や感性などを育成します。

○関連する計画

こども・若者計画

次世代育成支援行動計画

食育・健康づくり計画
生涯学習基本計画
人権教育・啓発推進指針
消費者行政基本方針
図書館みらい計画

○施策の内容

若者が希望するライフプランの実現の後押し	元気で希望のわく地域を目指して、健康増進や食育推進に取り組みます。 また、ライフイベントごとに必要な支援を行い、若者を応援します。
人権に関する理解の深化	こども・若者に対する人権教育・学習を関係機関・関係団体と連携して推進します。
いのちの大切さを理解する機会	中学生を対象に命の大切さを学ぶための体験学習を学校と愛育委員等と連携しながら行い、将来親となるための心の醸成や健康づくりを学ぶ機会を提供します。 また、人権教育・啓発に取り組みます。
プレコンセプションケアの推進	将来の妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、健康管理への支援を推進していきます。
心身の健康向上	こども・若者が「いのちの大切さ」や「健康づくり」の理解を深めるため、学校や地域、企業等と連携しながら啓発活動を実施するとともに、地域における支援者の人材育成を行います。 また、成長過程における身体の変化について知識を身につける機会を設け、生理の貧困等、心身の健康に影響が出ないように児童生徒が必要な支援を利用できる環境を整備します。
消費者教育の推進・金融リテラシーの向上【再掲】	真庭市消費生活センター所属の消費生活相談員を講師として派遣するなど、消費者被害等の未然防止・救済及び自立した消費者育成のための消費者教育の推進に取り組みます。

子どもの学びへの 能動的な貢献（子ども の読書活動推進）	児童・生徒が公共図書館の本を利用しやすい環境を学校 図書館と連携して充実させていきます。 また、学校司書のスキルアップを支援します。
------------------------------------	--

（４）施策の方向性４ 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援

○概要

こども・若者が自らの夢や目標を持ち、社会の変化に対応し新しい時代を生き抜き、表現力や創造力を発揮できる、創造的な未来を切り拓くことができる、こども・若者の育成に取り組みます。

また、市民に、こども・若者の健全育成の意識啓発を図ります。

○関連する計画

こども・若者計画

次世代育成支援行動計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略

経済産業ビジョン

教育振興基本計画

生涯学習基本計画

図書館みらい計画

地域防災計画

○施策の内容

こども・若者が希望する未来を後押し	幼少期から真庭の里山に触れ、地域の愛着と誇りを醸成します。 また、将来市内医療機関等において看護師等に従事する意思がある学生を支援します。 さらに、県内の大学生が、真庭市内で林業・木材に関連する課題解決に向けた学びを支援します。 あわせて、意欲はあるが経済的な困難を抱える高校生や大学生を支援するため、奨学金を貸与します。
高校生チャレンジ支援	高校生が地域課題をビジネスで解決する取組やスキルアップに向けた講座の受講などを支援します。
地域資源を活用した学び	ふるさと真庭の多様な自然とそこで育まれた歴史、文化などを学ぶ郷育を推進します。 また、郷育魅力化コーディネーターの充実や、環境構築に向けた調査研究、県立高校への支援などを通して、幼児期から大人まで一貫した学びの環境の構築を図ります。
義務教育課程の学びなおし	教員 OB と連携して義務教育の学び直し講座を開催します。
地域や家庭における図書活動の推進	大学、放送大学、博物館等の社会教育施設や様々な分野から専門家を招いて講演会を開催します。
郷育を核にしたキャリア教育	「郷育」を推進しながら、学校と地域をつなぐツールや「真庭版 SDGs スタートブック」（副読本）を活用し地域への愛着を高めます。
地元企業と連携した学習事業	真庭のバイオマスの取り組みについての出前講座や施設見学などを行います。また、市内の事業所の職場体験を行い、生徒の職業観や勤労観を育てます。 さらに、県内の大学生が、真庭市内で林業や木材に関する学べる場の提供や支援を行います。

人材・市民団体の育成	こども・若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場づくりを行う団体等を支援します。 また、こども・若者同士、多世代など幅広い交流活動を支える人材を育成します。
防災学習や防災訓練への支援	こどもたちの防災意識を高めるため、小・中学校および学童に対する防災学習支援などを行います。



地域の特徴を生かした保育・中和保育園 in はにわの森

4 施策の柱4 それぞれの状況に応じてサポートが必要なこども・若者及び家庭への支援

施策の方向性	1 こども虐待防止対策の充実
	2 障がいのあるこども等への支援
	3 ひとり親家庭の自立支援
	4 在留外国人家庭の支援
	5 こどもの貧困・ヤングケアラー対策の推進
	6 社会的養育体制の充実

（１）施策の方向性1 こども虐待防止対策の充実

○概要

すべてのこどもの人権が尊重され、こどもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体でこどもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

また、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化と、児童虐待防止、個別支援に取り組み、すべてのこどもが健やかに成長する社会を目指します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

教育振興基本計画

人権教育・啓発推進指針

青少年健全育成推進方針

男女共同参画基本計画

国際化推進指針

○施策の内容

生活困難等を抱えるこども・家庭への支援の強化	市民に身近な相談窓口として生活総合相談窓口やこども家庭センター、女性家庭相談員や母子父子自立支援員等が連携して、よりよい問題の解決や生活再建のための相談対応や支援を行います。 また、市民講座や真庭法律相談センター、公証役場出張相談会等を開催します。
児童相談窓口の周知	児童相談窓口の周知をはかるため、広報紙、ホームページ等による啓発を行います。また、11月の児童虐待防止月間に合わせ、重点的に啓発を行います。
児童虐待防止に向けた関係機関との連携と見守り強化	要保護児童対策地域協議会を核として、中学校・小学校、認定こども園・保育園等と連携し、こどもが自らSOSを出せるような教育や啓発を行います。また、支援の必要な家庭については実態把握につとめ、継続的な支援を行います。
養育支援の必要な家庭への支援	養育に心配がある子育て家庭を専門職が訪問し、不安を傾聴するとともに、子育て支援の目的で養育支援訪問事業を行います。 また、保護者の疾病などにより家庭において養育が困難となった時に、子育て短期支援事業により一定期間養育を行い、育児の不安や負担の軽減を図ります。

（２）施策の方向性２ 障がいのあるこども等への支援

○概要

障がいのあるこどもの早期発見や適切な発達支援の充実につとめ、特別支援教育の充実や教育体制の整備につとめます。また、社会生活を円滑に営む上での困難な状況にあるこども・若者に、関係機関の連携がスムーズに図れるためのネットワークづくりを推進します。

○関連する計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- こどもの貧困対策計画
- こども・若者計画

地域福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

教育振興基本計画

人権教育・啓発推進指針

青少年健全育成推進方針

○施策の内容

障がいのあるこども・若者の支援	身近な地域で相談が受けられるよう相談支援を強化し、障がいや生活の状況に応じて適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービスや通所支援事業の充実を図ります。 また、一人ひとりの学びを支援するため、支援員を配置します。
障がいに関する理解促進のための啓発活動の推進	障がいのあるこどもやその家族が地域で安心した生活が送れるよう、障がいに関する理解促進のための啓発活動を推進します。
発達発育支援センターによる支援	発達障がい児等並びに保護者及びその家族に対して、自立及び社会参加を促すための一貫した支援を行います。
医療的ケア児とその家族への支援	医療的ケア児とその家族が地域で安心した生活ができるよう支援を行います。
いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応	学校に行きづらいこどもを支援するため、教育支援センター（2か所）を運営します。 また、学校の教育相談や支援体制の充実を図るため、スクールサポーターの配置や児童生徒の支援を要する状態などを把握します。
関係機関が連携した総合的な支援の充実	ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にあるこども・若者やその家族に対して、関係機関が連携した相談対応等により問題を早期に発見し、必要な支援につなぐなど、総合的な支援を行います。

（３）施策の方向性３ ひとり親家庭の自立支援

○概要

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援など総合的な相談支援を実施し、自立した生活を送れるよう支援します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

こどもの貧困対策計画

経済産業ビジョン

教育振興基本計画

人権教育・啓発推進指針

青少年健全育成推進方針

○施策の内容

ひとり親家庭への総合的な相談支援の充実	ひとり親家庭の相談に対し、母子父子自立支援員が相談を受け関係機関と連携し、子育て情報や支援施策等の情報提供を行い、個々の状況に応じた総合的な相談支援体制を充実させます。
ひとり親家庭への自立、就労支援	ひとり親家庭に対し、就職に有利な資格を取得するため、ハローワーク等と連携し、「高等職業訓練促進給付金事業」等を活用し、就業能力の開発や向上を支援し、経済的自立を支援します。
経済的支援	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭に対する医療費の一部公費負担、遺児激励金などにより経済支援を行います。 また、真庭法律相談センターや公証役場出張相談会、市民講座等を開催し、経済的な諸相談にも対応します。

（４）施策の方向性４ 在留外国人家庭の支援

○概要

外国人在住者のこども園や学校への入園・入学など、関係機関で情報共有を図り、外国語対応の支援や配慮等について必要に応じて研修や施策等を検討・実施します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

こどもの貧困対策計画

地域福祉計画

教育振興基本計画

人権教育・啓発推進指針

青少年健全育成推進方針

国際化推進指針

○施策の内容

在留外国人のこども・若者・家庭への支援	多国籍を持つこどもが健やかに成長し、その家庭が地域で安心して生活できるよう、翻訳アプリや外国語版母子手帳などを使った支援や、タブレットなどを活用して多言語での窓口対応を行い、情報提供や相談の充実を図ります。 また、日本語が理解しづらい児童生徒を対象に、支援員を派遣します。
多文化共生社会の実現	在留外国人の異なる文化や習慣などの多様性を認め合う教育や啓発につとめます。 また、日本語の習得を必要としている在留外国人への支援や情報の多言語化につとめます。

（５）施策の方向性５ こどもの貧困・ヤングケアラー対策の推進

○概要

こどもの現在や将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、教育、生活、保護者に対する就労の支援や経済的支援など必要な支援につなげ、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮家庭に向け、こどもの貧困・ヤングケアラー対策を総合的に支援します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

教育振興基本計画

青少年健全育成推進方針

人権教育・啓発推進指針

○施策の内容

こどもの貧困等に関わる支援策	市民に身近な相談窓口として生活総合相談窓口やこども家庭センター、女性家庭相談員等が連携して、よりよい問題の解決や生活再建のための相談対応や支援を行います。
こどもの貧困・ヤングケアラー等を見逃さないための啓発や相談体制の強化	ヤングケアラーの支援にあたっては、顕在化しにくい場合があることから、介護保険や福祉、教育などの関係機関や部署との緊密な連携を図り、早期発見につとめます。また、学校や地域におけるこどもの貧困やヤングケアラーの見守り体制を強化し、ヤングケアラー本人やその家庭の負担を軽減するため、適切な支援サービスや相談窓口に迅速につなぐなど効果的な支援策を検討、実施します。
SOS を出せるような教育や啓発	こどもが自ら SOS を出せるような教育や啓発を行います。
こどもの居場所づくり	こどもの居場所づくりのため、民間団体が行うこども食堂等の立ち上げに関する助言等の支援を行います。
学習に対する支援	要保護世帯などの家庭学習環境を整備するため、家庭での通信環境整備等への支援を行います。
経済的な支援	児童手当や児童扶養手当の支給や、就学援助費の支給などを行います。 また、安心してこどもが生活できるよう、こどものための養育費等の確保のため、無料の弁護士相談等につなげます。 さらに、生活困窮家庭の親の自立相談や家計改善の一体的な支援を行います。
子育て世帯へ住宅支援	多子世帯等の市営住宅入居の優遇措置や子育て世帯への空き家の取得等の支援を行います。

（６）施策の方向性６ 社会的養育体制の充実

○概要

社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、多職種、関係機関と連携し、家庭的環境による安定的、継続的な養育を提供するとともに自立支援を進めます。また、すべてのこどもの育ちを保障する観点から、社会的養育体制の充実を図るための取組を実施し、すべての人々の人権が尊重され、平和で明るく住みよいまち「共生社会まにわ」の実現に向けて、人権教育・啓発を推進します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

こどもの貧困対策計画

こども・若者計画

次世代育成支援行動計画

教育振興基本計画

人権教育・啓発推進指針

青少年健全育成推進方針

○施策の内容

こどもの人権尊重とシステムの構築	「子どもの権利条約」に基づく啓発活動を行い、すべてのこどもの意見が尊重される仕組みの構築をすすめます。相談窓口の周知やいじめ・虐待防止対策を進めます。
こどもと家族を見守り、安定した養育環境を整える	学校や保育施設等で虐待防止研修を行い、早期発見、早期対応を徹底します。虐待の心配がある場合には、児童相談所等と連携し、迅速に対応します。 また、要保護児童対策地域協議会を核として、各関係機関と定期的に情報を共有し、虐待や育児放棄などの問題に迅速に対応します。市の窓口で寄せられた相談をスムーズに専門機関につなぐ体制を強化します。
里親制度の普及啓発と支援体制	こどもが安定した生活を確保するため里親制度の幅広い周知啓発や里親の確保に向けた研修を行います。 また、児童相談所と協力し、地域資源の掘り起こし等を行い、養育支援施策に向けた取組を実施します。

社会的自立のための支援	進学や就労を支援するため、奨学金や職業訓練の提供を行います。また、自立支援制度の周知と啓発などを行います。
専門職の育成と協力	関係機関と連携し、支援者向けに虐待対応や家庭支援に関する研修を実施し、こどもや家庭の支援に携わる専門職の質の向上を図ります。連携により、こどもと家庭に対する支援をきめ細かく実施し、地域全体で安全と安心を提供します。



5 施策の柱5 ワーク・ライフ・バランスとこどもを生き育てるための環境づくりの推進

施策の方向性	1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）
	2 安心して生き育てられる生活の確保と子育て相談体制
	3 社会全体で子育てをする機運の醸成
	4 安全・安心な子育て環境の整備

（1）施策の方向性1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

○概要

働きながら子育てをする家庭が増加する中で、男女がともに、子育てと仕事が両立でき、希望に沿う子育てがしやすい就労環境や生活環境となるよう、働き方の見直しや雇用環境を整備・改善し、仕事と子育てを両立しやすい就労環境づくりを推進し、男女がともに子育てに責任を持って、仕事と子育てを両立できる社会を目指します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

男女共同参画基本計画

経済産業ビジョン

○施策の内容

子育てしやすい就労環境づくり	子育てをしながらでも働きやすい環境を整備するための啓発を行います。
子育てを応援する企業の啓発	こどもまんなかの趣旨に賛同する企業などに「こどもまんなか応援サポーター」の普及啓発を行います。 また、「おかやま子育て応援宣言企業」の普及を行います。
企業の意識改革に向けた取り組み	就業環境の改善のための啓発や研修会など企業が行う取り組みを支援します。

こどもを安心して預けられる子育てサービスの充実	地域枠を設けて企業主導型保育事業に取り組む事業所を支援します。
一時的な保育等関連サービスの提供	こどもが病気のとときに家庭で見ることが困難な際の一時的な預かり保育や、市外に勤める保護者の市外の保育園への入園を可能とします。

（２）施策の方向性２ 安心して生み育てられる生活の確保と子育て相談体制

○概要

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、若者や子育て世帯に配慮した住環境づくりを進めます。

また、こどもや保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを適切に選択・利用ができ、子育てに関する相談が気軽にできる体制を推進します。

なお、小児医療や周産期医療を含む、持続可能な地域医療の維持を図るため、県や保健所、真庭市医師会と連携し、病院や診療所の機能維持、医療従事者の確保及び支援に取り組みます。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

食育・健康づくり計画

男女共同参画基本計画

経済産業ビジョン

○施策の内容

妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援	こども家庭センターが関係機関と連携し、妊娠から出産・子育てまで一貫して相談に応じニーズに合う必要な支援につなぐ切れ目ない伴走型相談支援を行います。
妊産婦に対する健康管理支援	妊産婦健診の助成などにより、妊娠中の母と子の健康チェックや産後うつ予防、新生児への虐待予防も視野に入れた妊産婦の健康管理を支援します。
産後の母子のケアや相談指導	乳児のいる家庭への専門職による訪問や、医療機関などに宿泊や日帰り利用する産後ケア事業により、母と子のケアや授乳指導、育児相談を提供します。

乳幼児の健康管理支援	こどもの健康や発育の様子を確認するため、発達の節目の時期に健康診査を実施します。 また、予防接種の公費負担や、身体発育が未熟なまま出生し、入院治療が必要な場合の養育医療費を支給します。
親子の口腔・歯の健康支援	妊婦やパートナーの歯科健診の受診費用の支援を行うとともに、乳幼児健診で歯科健診や歯科衛生指導を実施します。
妊娠期から産後の育児支援の充実	妊婦やパートナーが、妊娠・出産・育児について学んだり、他のパパ・ママとの交流機会を提供します。 また、妊娠期から出産後の体力が回復するまでの期間中の家事・育児支援を行うほか、保護者の疾病などで養育が困難な時に一定期間養育、保護を行います。 あわせて、専門職による相談窓口や育児支援などを充実します。
こどもの発達発育相談	こどもの発達や関わり方等の不安や悩み相談へ対応する専門職を配置します。 また、保健師、栄養士等による育児相談や、臨床心理士等によるすこやか相談などを行います。
不妊不育治療に関する支援	妊娠を望む方の不妊症及び不育症の治療費の一部を支援します。
こども・若者を対象にプレコンセプションケアの周知啓発	将来親になる学生に対して命の大切さや健康づくりを学ぶ機会を学校や愛育委員など連携しながら提供します。
妊娠・出産・子育てに関するオンライン相談・情報発信	子育て世代の方が気軽に妊娠・出産・子育てに関する相談ができるよう、LINEなどで相談を受け付けます。 また、アプリから市のイベントや育児情報などを定期的に配信します。
子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	こどもやひとり親の医療費に対して経済的支援を行い、こどもの健康管理の向上を図ります。

（３）施策の方向性３ 社会全体で子育てをする機運の醸成

○概要

こどもは社会が育てるとの理念のもと、地域、企業をはじめとする様々な主体が子育てを応援する気運を高め、子育てに優しい社会づくりを進めるとともに、青少年健全育成活動を推進するなど、社会全体で子育てを支援します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

男女共同参画基本計画

青少年健全育成推進方針

経済産業ビジョン

○施策の内容

みんなではぐくむ 子育てのまちの実 現	こどもまんなかの趣旨に賛同する企業などに「こどもま んなか応援サポーター」の普及啓発を行います。
子育てを応援する 機運醸成のための 動画配信	子育てを応援する事業や団体などを紹介する動画を制 作・配信し、地域の子育てを応援する機運醸成を図りま す。
機運醸成のイベン ト開催	こども・子育て世代、地域みんなが楽しめ、主体とな れるようなイベントを開催します。

（４）施策の方向性４ 安全・安心な子育て環境の整備

○概要

こどもが安心してのびのびと遊べる公園や地域の遊び等の拠点の充実を図ります。

また、インターネット上などからのいじめや依存症等からこどもを守る取り組みを行います。安全な道路交通環境等、こどもが安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、安心して生活できる子育て環境を整備します。

○関連する計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

青少年健全育成推進方針

男女共同参画基本計画

経済産業ビジョン

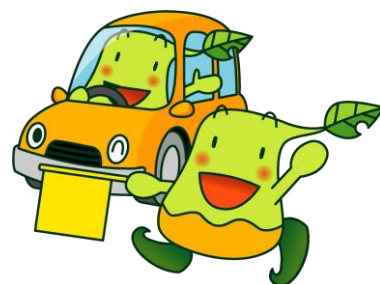
地域防災計画

避難行動要支援者避難プラン

都市計画マスタープラン

○施策の内容

地域でのこどもの見守り	各地域の実情に合わせた街頭指導・パトロールを実施します。
防犯や交通安全意識の高揚	自治会等が管理する防犯灯の新設などを支援するほか、地域要望などに基づき、カーブミラーの設置などを行い、防犯や交通安全への環境整備を行います。 また、警察や関係団体などと連携し、防犯や交通安全に関する啓発や運動を実施し、意識の高揚を図ります。
災害時の支援	妊婦、乳幼児や障がいのある人等の要支援者について、災害時における救助・安否確認等を確立できるよう、緊急時に支援できる体制整備につとめます。
通学路における安全確保	真庭警察署や岡山県、真庭市など関係機関が連携し、通学路の安全確保のための対応について、協議を行います。
経済的支援	物価高騰の影響などによる子育て世帯の急激な経済的負担を押さえられよう、学校給食費値上げ分への支援などを行います。



第6章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 子ども・子育て支援事業の取組

本市が、これまで取り組み、これからも取り組む子ども・子育て支援事業は、次のとおりです。

子ども・子育て支援法で規定された、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業、その他事業で取り組んでいる事業です。

認定区分・事業	
教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）	
1号認定（保育の必要性なし・3歳以上のこども）	
2号認定 （保育の必要性あり・3歳以上のこども）	幼児期において学校教育の利用希望が強い家庭（こども）
	上記以外の家庭（こども）
3号認定 （保育の必要性あり・3歳未満のこども）	0歳児
	1歳児
	2歳児
地域子ども・子育て支援事業	
延長保育事業（時間外保育事業）	
放課後児童クラブ	小学1年生
	小学2年生
	小学3年生
	小学4年生
	小学5年生
	小学6年生
子育て短期支援事業（ショートステイ）	
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	
一時預かり等（一時保育事業）	
病児・病後児保育事業	
その他事業	
乳児家庭全戸訪問事業	

	妊婦健康診査
	養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）
	利用者支援事業

なお、子ども・子育て支援法の改正により、次の地域子ども・子育て支援事業における新事業を本計画において取り組みます。

認定区分・事業	
地域子ども・子育て支援事業	
	子育て世帯訪問支援事業
	児童育成支援拠点事業
	親子関係形成支援事業
	妊婦等包括相談支援事業
	乳児等通園支援事業
	産後ケア事業

第2節 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保内容」等

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、こども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域のこども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（幼稚園・保育所（園）・認定こども園の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域のこども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育 給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

(2) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園 (教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所(園)・認定こども園 (保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所(園)・認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

○事由

就労	妊娠・出産
保護者の疾病・障害	同居親族等の介護・看護
災害復旧	求職活動
就学	虐待やDVのおそれがあること
育児休業取得時に、すでに保育を利用していること	
その他市町村が定める事由	等

○保育時間

保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

○優先すべき事項

ひとり親家庭
生活保護世帯
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
こどもが障害を有する場合
育児休業明け
兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
小規模保育事業などの卒園児童
その他市町村が定める事由
等

（３）こどものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

○施設型給付

施設型給付の対象事業は、幼稚園、認可保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設となります。

○地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）

２ 幼児教育・保育無償化について

（１）幼児教育・保育無償化の概要

令和元年 10 月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5 歳までのすべてのこども及び 0～2 歳までの住民税非課税世帯のこどもについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の費用の無償化が開始されました。

	0～2歳 (非課税世帯)	3～5歳
幼稚園・認定こども園 －教育認定	—	無償
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	—	利用料が月額 25,700円まで無償
(幼稚園の利用に加えて) 幼稚園の預かり保育	—	保育の必要性の認定 を受けている場合、 幼稚園の利用料に加 え、利用日数に応じ て、最大月額 11,300 円まで無償
保育所(園)・認定こども園 －保育認定 地域型保育事業	無償	無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	保育の必要性の認定 を受けている場合、 利用料が 42,000 円 まで無償	保育の必要性の認定 を受けている場合、 利用料が 37,000 円 まで無償

※1：「認可外保育施設」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要があります。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として無償化の対象となります（企業主導型保育事業を除く）。

※2：「その他届出保育施設等」とは、幼児教育施設、認定保育施設、企業主導型保育事業のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等となります。

（2）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

すべてのこどもが健やかに成長するように支援するとともに、こどもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮していくために、こどものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、子育てのための施設等利用給付が創設

されました。

本市では、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて、保護者が施設・事業を選択するときに役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行うとともに、県と連携を図りながら、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について取り組み、保育の質の確保につとめます。

3 子ども・子育て支援事業の確保の方策

(1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

○本市で想定する教育・保育の量の見込み

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	3～5歳	教育	50人	50人	50人	50人	50人
2号	3～5歳	保育	800人	800人	750人	750人	700人
3号	0歳	保育	100人	100人	100人	100人	100人
	1歳	保育	165人	165人	145人	145人	130人
	2歳	保育	215人	215人	195人	195人	170人

本市では、ニーズ調査（アンケート調査）での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間の教育・保育の量の見込みを算定しています。

(2) 教育・保育の確保の方策

○教育利用に対する確保策

1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

1号	3～5歳	教育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			50人	50人	50人	50人	50人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	375人	375人	375人	375人	375人
		個所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

【提供体制確保の考え方】

働き方改革や幼児教育・保育の無償化から、こどもを預けて働くことを望む保護者が増加し、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部）への保育ニーズが減少傾向にあります。出生数が減少傾向から、見込量も減少傾向で推移することが想定されますが、ニーズが増加した場合でも、必要量は十分確保できる見通しです。

なお、各施設数は、幼保連携型により保育利用と連携した施設数です。

○保育利用に対する確保策

2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

2号	3～5歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			800人	800人	750人	750人	700人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	990人	990人	990人	990人	990人
		個所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

【提供体制確保の考え方】

働き方改革や幼児教育・保育の無償化から、保護者の就労意識はさらに強くなり、保育ニーズも高まっています。

今後、出生数が減少傾向から、見込量は穏やかな減少傾向で推移することが想定されており、ニーズが増加する場合でも、必要量は確保できる見通しです。

なお、一部施設を除き施設数は、幼保連携型により教育利用と連携した施設数です。

3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

3号	0歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			100人	100人	100人	100人	100人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	110人	110人	110人	110人	110人
		個所数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所

【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員を維持していくこと

で提供量を確保していきます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくることが想定されるため、引き続き保育士の確保につとめます。

3号認定（1歳）・保育利用に対する確保策

3号	1歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			165人	165人	145人	145人	130人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	180人	180人	180人	180人	180人
		個所数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所

【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくることが想定されるため、引き続き保育士の確保につとめます。

3号認定（2歳）・保育利用に対する確保策

3号	2歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			215人	215人	195人	195人	170人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	230人	230人	230人	230人	230人
		個所数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所

【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくることが想定されるため、引き続き保育士の確保につとめます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

○延長保育事業（時間外保育事業）

【事業内容】

保育所（園）利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		750人	750人	750人	750人	750人
確保策	提供量	900人	900人	900人	900人	900人
	箇所数	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所

【提供体制確保の考え方】

市内19か所の幼稚園・保育所（園）・認定こども園で、休園日を除く月曜日から土曜日までの18時30分から19時まで実施します。

○放課後児童クラブ

【事業内容】

保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中に、小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		585人	560人	545人	515人	510人
	小学1年生	145人	125人	135人	120人	120人
	小学2年生	140人	135人	120人	125人	120人
	小学3年生	140人	140人	130人	110人	120人
	小学4年生	80人	80人	80人	80人	70人
	小学5年生	50人	50人	50人	50人	50人
	小学6年生	30人	30人	30人	30人	30人
確保策	提供量	590人	590人	590人	590人	590人
	箇所数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所

【提供体制確保の考え方】

必要量を確保するため、専用スペース及び放課後児童支援員等の確保、事業の

運営にかかる基本的な方針を定め、次のように実施します。

まず、専用スペース確保については、クラブの活動場所への移動における安全確保、また、経済的、効率的な整備につとめるため、小学校施設の活用を基本として確保していきます。

次に、放課後児童支援員等の確保については、安全安心の確保、事業の質を担保することを基本とし、市独自の研修を開催するなどを実施し、放課後児童健全育成事業に従事する者のレベルの向上を図るとともに、資格を取得するための研修への参加を促進するなど、支援員等の確保について支援していきます。

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により、家庭において養育が困難となった児童について、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
確保策	提供量	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
	箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【提供体制確保の考え方】

津山市内の児童福祉施設 2 か所と契約して実施しており、見込量の確保に取り組めます。

また、支援を必要とする保護者が利用できるよう、事業の周知を図ります。

○地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		23,000 人	23,000 人	23,000 人	23,000 人	23,000 人
確保策	提供量	23,000 人	23,000 人	23,000 人	23,000 人	23,000 人
	箇所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

【提供体制確保の考え方】

北房・落合・久世・勝山・湯原・蒜山地域の 7 か所で展開しており、必要量を確保しています。

子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談の場としての役割を担っており、子育て世代にとっては必要不可欠な場所になっており、子育て世帯の身近な場所に設置できるよう、社会福祉法人や NPO 法人の育成等による多様な主体の参画や、活動を行っている方々と協力・連携を図りながら子育て支援の拠点として、子育ての相談支援を行うとともに、乳幼児及び保護者の交流の場を提供します。

○一時預かり事業（一時保育事業）

【事業内容】

認定こども園に在籍する 1 号認定の園児について、通常教育時間の前後や長期休業日等に認定こども園等において必要な保育を行う場合や、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に一時的な預かりを行う事業です。

<一時預かり事業（幼稚園型）>

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
確保策	提供量	900 人	900 人	900 人	900 人	900 人
	箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

＜一時預かり事業（幼稚園型を除く）＞

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		800人	800人	800人	800人	800人
確保策	提供量	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
	箇所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

【提供体制確保の考え方】

在園児以外で家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所（園）・認定こども園で一時的に預かる保育事業については、市立園17か所、私立園1か所で行うことで、すべての地域の提供体制の確保に取り組めます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくることが想定されるため、引き続き保育士の確保につとめます。

○病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを医療機関や保育所等の付設の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		350人	350人	350人	350人	350人
確保策	提供量	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人
	箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制確保の考え方】

共働き世帯の増加や核家族化により、病児・病後児保育のニーズは高まっており、利用者の利便性向上のため、事業のあり方を事業者と検討します。また、引き続き、事業の周知と利用の促進を図り、利用者が安心してこどもを預けられる体制を確保します。

○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をする事業です。

【提供体制確保の考え方】

本市では、現在のところ当該事業は見込んでいませんが、今後の需要状況によって、実施を検討します。

（４）その他事業

○乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		255 人	250 人	250 人	240 人	240 人
確保策	提供量	255 人	250 人	250 人	240 人	240 人
	実施機関	市				
	実施機関 (委託団体)	委託なし				

【提供体制確保の考え方】

乳児家庭の心身状況や育児環境を把握し、事業内容の充実を図りながら、適切な情報を提供できる体制を整え、現行体制で継続実施していきます。

○妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		3,570 人	3,570 人	3,570 人	3,570 人	3,570 人
確保策	実施場所	委託医療機関				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査 ・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	妊娠 23 週まで (4 週間に 1 回) 妊娠 24 週～35 週 (2 週間に 1 回) 妊娠 36 週～出産まで (週に 1 回)				

【提供体制確保の考え方】

すべての妊婦が安心した出産を迎えることができるよう、医療機関に加え、助産所と委託契約するなど事業内容の充実を図りながら、妊婦の健康維持のために必要な健康診査を実施します。

○養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
確保策	提供量	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

【提供体制確保の考え方】

事業内容の充実を図りながら、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、利用者支援事業等の事業と連携して、早期からの切れ目ない支援につとめます。

○利用者支援事業

【事業内容】

こども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	子育て支援員	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	LINE 相談	1,200 件	1,250 件	1,250 件	1,300 件	1,300 件
確保策	提供量	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

【提供体制確保の考え方】

子育て支援員 3 名の配置を行い、保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付け子育て支援の充実を図っています。

また、本市では、令和 3 年より LINE を利用した相談を開始しています。今後、事業内容の充実を図りながら、母子保健事業等事業や関係機関等と連携し、子育て支援につとめていきます。

4 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み

○子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

相談支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聞きながら、家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	延べ日数	160 日	160 日	160 日	160 日	160 日
確保策	提供量	160 日	160 日	160 日	160 日	160 日

【提供体制確保の考え方】

相談支援員等が、保護者ニーズと教育・保育サービスを適切に結び付け子育て支援の充実を図ってまいります。

妊婦健診や乳児家庭全戸訪問、利用者支援事業等事業や関係機関等と連携し、早期からの切れ目ない支援につとめます。

○児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、虐待防止等、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【提供体制確保の考え方】

本市では、現在のところ当該事業は見込んでいませんが、今後の需要状況によって、実施を検討します。

○親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言や、その他の必要な支援を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を支援します。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保策	提供量	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

【提供体制確保の考え方】

支援員等が、保護者の育児不安、育児しつけ相談、発達に応じた児童との関わり方の知識や方法を身につけるための情報の提供につとめていきます。

○妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業で、令和7年度から開始予定の事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	妊娠届出数	205人	205人	205人	205人	205人
	1組あたり面談回数	5回	5回	5回	5回	5回
	面談実施合計回数	1,025回	1,025回	1,025回	1,025回	1,025回
確保策	提供量 (こども家庭センター)	740回	740回	740回	740回	740回
	上記以外 (業務委託)	285回	285回	285回	285回	285回

【提供体制確保の考え方】

本市では、こども家庭センターが担当し、妊婦やその配偶者への支援の充実を図ってまいります。また、社会福祉法人やNPO法人等への委託も手段の一つとして視野に入れ、必要に応じて検討します。

○乳児等通園支援事業

保護者の就労状況や理由にかかわらず、未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。なお、こども誰でも通園制度ともいい、令和8年度から開始予定の事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	見込み量	—	7人日	7人日	7人日	7人日
	確保策（提供量）	—	7人日	7人日	7人日	7人日
1歳児	見込み量	—	3人日	3人日	3人日	3人日
	確保策（提供量）	—	3人日	3人日	3人日	3人日
2歳児	見込み量	—	2人日	2人日	2人日	2人日
	確保策（提供量）	—	2人日	2人日	2人日	2人日

【提供体制確保の考え方】

本市では、認定こども園で提供量を確保していきます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくるのが想定されるため、引き続き保育士の確保につとめます。

○産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		80人	80人	80人	80人	80人
確保策	提供量	150人	150人	150人	150人	150人

【提供体制確保の考え方】

本市では、宿泊型・日帰り型ショート・日帰り型ロング、訪問型と申請者の希望に沿ったサービス内容を提供しています。

今後も、支援員や業務委託先と連携しながら、支援の充実につとめていきます。

第3節 支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、地理的な条件や人口、交通事情や社会的な条件、保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込量やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに制定します。

2 本市における区域設定の考え方

区域設定にあたっては、第2期子ども・子育て支援事業計画から引続き、市域全体を1つのサービス提供区域として設定し、事業量の調整を図ります。

教育・保育提供区域設定 = 『真庭市域全体』

第7章 計画の推進

第1節 計画の進捗管理

1 子ども・子育て会議

本計画の実現に向けて施策を推進していくためには、進捗状況の管理が重要となることから、本市では真庭市子ども・子育て会議に毎年度の施策の実施状況を報告して必要な見直しを行い、取組の改善・向上を図っていきますが、特に「子ども・子育て支援事業計画」については、目標と実績の差が大きくなった場合等には計画の中間期に見直しを行います。また、関係法令の改正や国、県の関連計画の改定、本市の上位計画の改定等によって本計画に見直しの必要性が生じた場合にも、子ども・子育て会議での議論を踏まえながら改定を行うこととします。

なお、子ども・子育て会議の結果については、市のホームページ等で公表することで市民への情報共有を図ります。

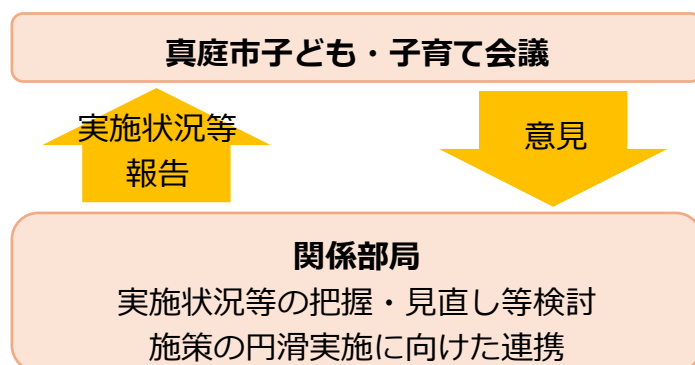
【真庭市子ども・子育て会議の役割】

子ども・子育て会議では、以下の事項について調査審議を行います。

- ・ 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園など）の利用定員の設定
- ・ 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育など）の利用定員の設定
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定及び見直し
- ・ こども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況

2 市の関係部局

本計画の目標実現に向けて着実に前進するためには、多岐にわたるこども施策を総合的かつ一体的に展開していく必要があります。そこで、各部局では、施策が円滑に行われるよう関係部署等との連携を図りつつ事業を実施します。また、毎年度の事業実施状況やそれに伴う課題等を把握したうえで、必要に応じて事業の追加や見直し等も検討し、子ども・子育て会議の意見を踏まえて適切な進捗管理を実現します。



第2節 計画の推進体制

1 こどもや若者、子育て当事者の参加

こどもや若者が健やかに成長することができ、その権利が守られ、自分らしく暮らせる社会を実現するためには、こどもや若者が自ら考える機会を得て、意見を表明し、社会参画していける環境をつくることが重要です。また、子育て当事者が不安や孤立感を覚えることなく、ゆとりを持って子育てできるよう、その声を聴きながら社会全体でサポートしていくことも求められます。

そこで、市が施策を推進していく際には、こどもや若者、子育て当事者の参画や意見反映の機会を設けられるような取組を進めます。

2 地域や関係団体等との連携

こどもの成長過程においては、質の高い保健・医療や教育・保育環境の整備、地域での居場所や様々な活動体験の提供、いじめや虐待、不登校等に関する心身のケア、社会的包摂の必要性等、様々な支援が必要とされます。また、青年期以降も就職や結婚、出産、子育てなどライフイベントに応じたニーズや悩みが生じます。

こうした状況に置かれているこども・若者、子育て当事者等を切れ目なく支えるためには、市の事業範囲にとどまらない多様な主体の関与と支援が必要とされることから、市民をはじめ、地域団体、ボランティア、NPO 法人、企業等、地域で活動する主体との相互連携の強化を図るとともに、協働の仕組みづくり

を推進していきます。

3 計画の周知

これまで述べてきたように、計画目標の実現に向けては、計画対象であることも、若者、子育て当事者等にとどまらず、多くの市民や関係団体等の理解と協力が必要です。そこで、本市ではホームページや広報等をはじめ多様な手段を通じて本計画を周知することで計画の理念を広く共有し、一体的、総合的にこども施策を推進します。

資料

○真庭市子ども・子育て会議委員

	氏名	現役職等	備考
1	道満 洋和	真庭市内の園の保護者会代表（落合・北房地域）	
2	小畑 千晴	岡山県立大学保健福祉学部子ども学科 准教授	会長
3	柿本 晃代	真庭市保育協議会 会長	
4	鈴木 尚	真庭市内の園の保護者会代表（久世・勝山地域）	
5	清水 亮佑	真庭市放課後児童クラブ連絡協議会 代表	
6	庄司 憲子	NPO 法人子育て支援の会サポートあい 理事長	
7	杉本 喜美恵	真庭市愛育委員会 会長	副会長
8	谷口 護	要保護児童対策地域協議会 副会長	
9	小谷 剛璋	真庭市内の園の保護者会代表 （蒜山・美甘・湯原地域）	
10	苦田 智子	真庭市男女共同参画推進委員会委員長	
11	難波 光広	真庭支部小学校長会 代表	
12	坂本 文子	岡山県美作県民局福祉振興課 課長	
13	樋口 竜悟	真庭市健康福祉部 部長	
14	大塚 雅史	真庭新庄 PTA 連合会 会長	
15	二若 仁美	真庭商工会女性部 部長	

○真庭市子ども・子育て会議条例

令和３年７月１２日 条例第１７号

(令和３年７月１２日施行)

(趣旨)

第１条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第３項の規定に基づき、真庭市附属機関設置条例（平成３１年真庭市条例第１６号）に規定する真庭市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第２条 会議は、１５人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第３条 委員の任期は、２年とする。

２ 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第４条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

２ 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第５条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第６条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第７条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(真庭市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 真庭市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年真庭市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略